

第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施

第1節 消防活動の実施

[生活部、消防本部、消防団]

同時多発する火災等に際して、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図るための計画について次のように定める。

第1 消防活動の方針

(1) 市

① 消防責任者

「消防組織法第6条」に規定するとおり、消防責任は市にある。したがって災害防除活動は、市において行うことを原則とするが、大災害時で本部長（市長）が必要と認める場合においては、隣接各市町との相互応援協定に基づき、相互に応援を行う。

② 知事の応援指示権の発動

数市町にまたがる広域的な災害、又は篠山市における全域災害等で必要がある場合には、「災害対策基本法第72条」及び「消防組織法第24条の2」の規定により、非常事態の際の知事の指示権に基づき、災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期すため、応援出動を要請する。

(2) 消防団

消防団は、消防本部、市災害対策本部及び地域住民と協力し、消防活動を実施する。

(3) 住民・企業等

火災発生時には、消防署、消防団、市役所へ通報するとともに、地域住民及び企業等従事者は協力して初期消火活動及び救出活動に従事する。

第2 消防職団員の動員・編成

1 非常招集

大規模火災等が発生した場合、市長は次の基準により非常招集を行う。

① 大規模火災及び多発火災が発生した時

② その他、市長が必要と認めた時

2 消防活動対策本部の設置

消防本部長は、市災害対策本部が設置された時は消防部となる。

3 消防職団員の非常招集

市長は、消防団員等を増強する必要が生じた時招集する。

(1) 大規模火災等に対する応急対策

大規模な火災及び多発火災に対する防御活動は、消防本部長の命令により出動の上、消火活動等にあたる。

なお、現有勢力で火災の鎮圧が困難な場合は、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

(2) 消防団の出動要請手段

① 通常の火災の出動

通常の火災の出動は、サイレン吹鳴及び消防無線の傍受により行う。

② 多発火災及びその他の災害等

多発火災及びその他の災害等については、有線、消防無線、防災行政無線、オフトーク通信その他により指示するが、全分団の出動については、非常用サイレン吹鳴及び有線放送により要請を行う。

また、消防無線の運用については、篠山市消防無線局管理規程に定めるところによる。

第3 情報収集・報告

1 情報収集

消防本部長、署長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。

- ① 参集団員及び管内出動隊から道路障害、被災状況等の情報を収集する。
- ② 高所に見張りをおき、被災状況を収集する。
- ③ 無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
- ④ 消防署、団詰め所付近の一般住民等から、積極的に周辺の状況を収集する。
- ⑤ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

2 情報収集項目

情報の収集項目は、次のとおりとする。

- ① 区域内住民の動向
- ② 火災・救急・救助事象発生状況
- ③ 道路・橋梁等の交通障害状況
- ④ 消火栓の使用可否
- ⑤ その他の障害状況

3 情報整理

消防活動対策本部は市、その他防災関係機関等からの情報を整理・検討し、効率的な部隊運用を図る。

4 報告

- ① 各隊及び分団の指揮者は、収集した各種情報を活動拠点に報告する。
- ② 隊長及び分団長は、収集した各種情報を消防活動対策本部に報告する。なお、市災害対策本部が設置されている場合は、市災害対策本部に報告する。

第4 火災防御

1 火災防御の方針

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地、避難路の防御・確保を行う。

2 部隊運用

(1) 動員・部隊運用

- ① 署長、団長、分団長は、管内の火災状況及びこれらの進展予測を行い、効率的に部隊を運用する。
- ② 道路障害等のために出動不能の場合は、可搬式動力ポンプ等を最大限に活用し防御にあたる。

(2) 出動途上の留意事項

- ① 出火防止、初期消火等について広報を実施する。
- ② 他の火災に遭遇した場合は、消防本部長・署長、消防団長、消防活動対策本部に報告し、指示命令を受ける。
- ③ 救急・救助事象に遭遇した場合でも、火災現場に直行することを原則とするが、最小限の人員を配置し、付近住民に協力を要請する一方、必要に応じ市災害対策本部及び消防署へ報告する。
- ④ 交通障害等により出動を阻害され、他に適当な迂回路がない場合は、その旨消防活動対策本部へ報告し、応急措置により通行可能な場合は、適切な方法を施し通行する。

(3) 水利部署

- ① 水利の選定は原則として消火栓以外の水利とする。
- ② 河川・池等に部署する先着隊は、後着隊の水利部署についても考慮する。消防力が優勢な場合の水利部署は、努めて挟撃できる位置とする。
- ③ 消防力が劣勢で挟撃できない場合は、地形及び風速を考慮して延焼防止上重要な方面に水利部署をとる。

(4) 進入

- ① 原則として屋内進入は行わない。
- ② 消防力が優勢で攻撃防御が可能な場合は、延焼危険度が大きい方面から順次包囲体制をとり、一挙鎮滅を図る。
- ③ 消防力が劣勢の場合は、守備防御とし、延焼防止上重要な方面に部署をとる。
- ④ 避難地又は避難路確保の場合は、周囲の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分を優先する。

(5) 注水

- ① 2口放水を原則とする。
- ② 死角のない場所を選定し、努めて移動注水を行う。
- ③ 注水は努めて大口径かつ強力注水とする。
- ④ 使用水量が不足する恐れがある場合は、火点周辺の延焼防止を図る。

(6) 転戦

- ① 転戦は、他への延焼危険がほぼなくなった時点とし、残火処理は地元消防団に依頼する。
- ② 転戦を要する場合は、指揮者の判断により転戦先での防御に必要な最小限のホースを収納するか、転戦途上に署又は団詰め所がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充し転戦する。

第5 危険物施設の保安応急対策

1 防御活動

- (1) 現場到着と同時に危険物の数量・種類・所在及び燃焼状況を迅速に把握し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
- (2) 危険物に対する消火は、燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- (3) 有毒ガスの発生及び風向、風速、発散方向並びにガスの濃度に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着の上、住民の避難誘導を実施する。
- (4) 注水により爆発、延焼拡大の恐れのある危険物には、粉末消火、炭酸ガス消火装置又は乾燥砂等を使用する。
- (5) 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止及び冷却注水を重点的に実施する。
- (6) 大規模油類タンクの場合は、低部よりの排送を図り、減量して制圧する。
- (7) 爆発による危険防止に留意し輻射熱による火傷を防ぐ。
- (8) 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。
- (9) 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤等によって防止し、泡消火を図る。
- (10) 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図る。また、泡の流出しない条件を形成して、注水を避ける。
- (11) 建物自体が燃焼し、又は未燃焼物に危険がある場合の防御活動は、一般火災に準じる。

2 消防部隊の運用

- (1) 部隊の運用は、危険物の貯蔵取り扱い状況、規模の大小、管理の実態及びその危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して化学消火を図る。
- (2) 消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定に係る要員部隊の増強手配、搬送増強等を図る。

3 消火薬剤等の調達

危険物による火災の規模や種類に応じ、迅速な対応ができるように、消火薬剤の調達、確保に努める。

■化学消火剤等備蓄状況

備蓄場所	保有量
篠山市消防本部	泡 920・
篠山市消防団	〃 440・
西紀支所	〃 180・
丹南支所	〃 120・
今田支所	〃 360・

第2節 水防活動の実施

[政策部、総務部、建設部、消防団]

大雨や集中豪雨によるため池、河川等の決壊による水害を警戒・防御し、これによる被害の軽減、人命及び財産の保護を図る。

第1 実施責任者

市長は、「水防法第3条」の規定に従い、水防組織、水防施設、資機材等の整備を十分に行い、区域内の水防に万全を期す。

第2 水防組織

1 水防本部の設置

災害の発生が予想される時、又は災害が比較的軽微な時は、水防本部を設置して対応する。なお、災害対策本部が設置された時には、水防本部は災害対策本部に移行する。

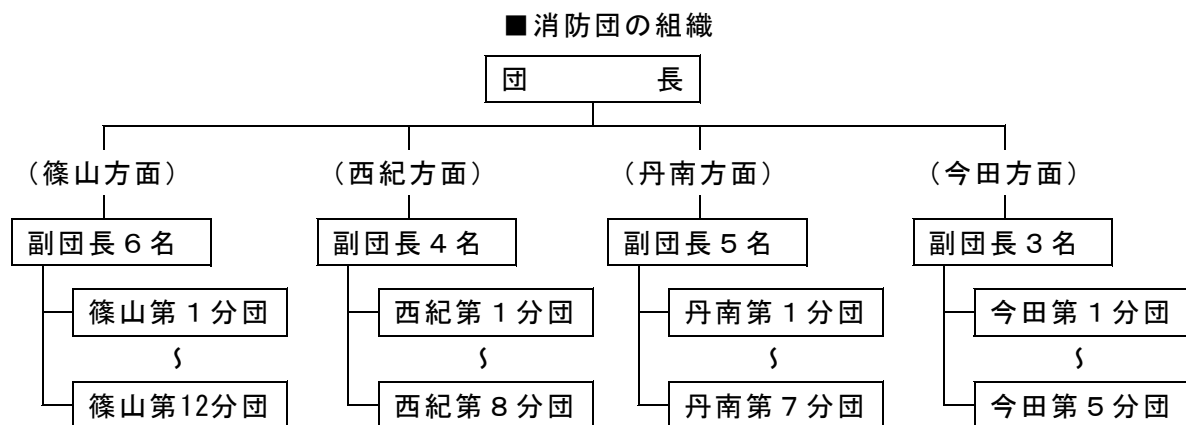
2 組織

(1) 水防本部

水防本部長は市長とし、事務局は総務課内におく。

(2) 消防団

市における水防活動については、消防団が市職員と協力して行う。



第3 水防体制

1 水防体制

神戸海洋気象台及び県水防本部から水防に関する注意報及び警報の発表があった時、又は水防活動の必要があると認めた時は、水防体制に入る。

「第3部第2章第2節 気象情報等の収集・伝達」参照

2 配備体制

(1) 準備体制

数名により雨量、水位に関する情報の収集・連絡を行うとともに河川情報システムからも情報収集を行い、水防非常配備体制に直ちに移行できる連絡体制

(2) 第1非常配備体制（職員配備体制1号配備）

少数の人員により、主として情報連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに要員を招集し活動ができる体制（災害警戒本部が設置されている場合は設置されない）

(3) 第2非常配備体制（職員配備体制2号配備）

所属人員の約半数により、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動ができる体制

(4) 第3非常配備体制（職員配備体制3号配備）

所属人員全員による完全な水防体制

■水防体制

体制区分	配備時期	体制の内容	配備人員	水防本部長からの指令
準備体制	神戸海洋気象台から水防に関する予報が発表される恐れがある時、又は発表された時等で、市長が必要と認めた時	雨量・水位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備体制に直ちに移行できる連絡体制	数名	連絡員待機
水防非常配備体制	第1非常配備体制 (1) 今後の気象情報及び水位に注意及び警戒を必要とする時 (2) 震度4の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想される時	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに要員の招集その他活動ができる体制	少数	水防指令第1号（1号配備）
	第2非常配備体制 (1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 (2) 水防警報の「待機及び準備」が発せられた時 (3) 震度5弱の地震が発生し堤防の漏水、沈下等の被害が予想される時	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる体制	所属人員の半数	水防指令第2号（2号配備）
	第3非常配備体制 (1) 水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり、第2非常配備では処理しかねると予想される時 (2) 水防警報の「出動」が発せられた時 (3) 震度6弱以上の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想される時	完全な水防体制	所属人員の全員	水防指令第3号（3号配備）

3 水防信号

水防に用いる信号には、次の4種類がある。

(1) 第1信号

河川又はため池で量水標が警戒水位に達し、洪水の恐れがあることを知らせるもの

(2) 第2信号

水防団員に、直ちに出勤すべきことを知らせるもの

(3) 第3信号

篠山市の住民に、出勤協力すべきことを知らせるもの

(4) 第4信号

必要と認める区域内の住民に、避難のために立ち退くことを知らせるもの

■水防信号

警鐘信号			サイレン信号						
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒 ○	約15秒 - 休 止	約5秒 ○	約15秒 - 休 止	約5秒 ○	約15秒 - 休 止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○	約6秒 - 休 止	約5秒 ○	約6秒 - 休 止	約5秒 ○	約6秒 - 休 止
第3信号				約10秒 ○	約5秒 - 休 止	約10秒 ○	約5秒 - 休 止	約10秒 ○	約5秒 - 休 止
第4信号	乱打			約1分 ○	-	約5秒 休 止	-	約1分 ○	- 休 止
1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させる。									

4 住民に対する周知

住民に対する避難準備及び避難のための立ち退き指示等の周知については、上記水防信号のほか防災行政無線、有線放送、オフトーク、電話、広報車、消防機関等の広報により伝達を徹底する。

5 住民の出勤

水防法第17条に基づき、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防本部長（市長）の命により住民、又は水防現場にいる人を水防に従事させることができる。

6 自衛隊の出勤

災害の規模が大きく、水防が困難となった時には、災害対策本部を設置するとともに、自衛隊の出勤を要請する。要請の方法については、「第3部第1章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

7 水防の解除

水防本部長（市長）は、河川の水位が通報水位以下に低下し水害の危険がなくなった時、又は水防活動の必要がなくなった時には、水防体制を解除し住民に周知する。

また、柏原土木事務所、篠山土地改良事務所に報告する。

第4 施設等の監視

[施設管理者、農林振興課]

1 堤防の監視

(1) 平時の監視

市長は、あらかじめ堤防延長 2,000mごとに1人の基準で巡視員を定めておき、堤防の巡視にあたらせる。

(2) 出水時の監視

市長は、通報水位に達した時は、500m～1,000mごとに監視員1人、連絡員2人の基準で巡視にあたらせる。

2 水門等又はため池の監視

(1) 水門等又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

(2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにする。

(3) 監視員及び連絡員は、河川の量水標が通報水位に達したという通知によって出勤し、水門等又はため池の警戒操作にあたり、その状況を水門等又はため池の管理者に報告する。

(4) 水門等又はため池の管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を柏原土木事務所、篠山土地改良事務所に通知する。

3 ダム等の監視

(1) 関係機関への通報

災害の発生が予測される場合、又は発生時における対応については、兵庫県篠山土地改良事務所のダム管理規定に基づき、すみやかに篠山市沿岸土地改良区理事長及び今田町土地改良区理事長と協議の上、以下の関係機関に通報する。

■ 通報先

関係機関名	電話番号	備考
兵庫県柏原土木事務所篠山出張所	52-6415～6417	兵庫県篠山総合庁舎内
兵庫県篠山土地改良事務所	52-6404、52-6413～6414	兵庫県篠山総合庁舎内
篠山警察署警備課	52-0110	篠山警察署
建設省姫路工事事務所河川管理課	0792-82-8211	
近畿農政局川代ダム管理所	96-0905～0906	
近畿農政局鴨川・大川瀬ダム管理所	68-1840	

(2) 災害対策

災害の発生が予測される場合、又は発生時における対応については、ダム管理規定による。

4 水防上影響のある工事の監視

工事施行者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から市長と連絡を密にし、出水時においては厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想される時は、市長に連絡し必要な措置を講じる。

第5 水防資機材の整備

1 水防用資機材の備蓄

水防用の資機材は災害時に最も効果的に水防活動に使用し得るように、保管場所を定め備蓄しておく。

(1) 保管場所

- ① 篠山市役所本庁消防車庫
- ② 篠山市役所城東支所
- ③ 篠山市役所多紀支所
- ④ 篠山市西紀消防庁舎
- ⑤ 篠山市役所丹南水防倉庫
- ⑥ 篠山市役所今田支所

(2) 資機材の備蓄量

資機材の備蓄量は、次表のとおりである。

■ 資機材の備蓄量

品名	保管場所及び数量					
	市役所消防車庫	城東支所車庫	多紀支所	西紀消防庁舎	丹南水防倉庫	今田支所
土のう袋	3,300袋	3,200袋	6,000袋	600袋	5,600袋	3,000袋
なわ(3.75kg))	20巻	20巻	26巻	1巻	8巻	-
針金(10#)	30kg	30kg	30kg	5kg	-	-
スコップ(剣)	27丁	15丁	15丁	4丁	8丁	-
ノコギリ	3丁	5丁	5丁	1丁	-	-
おの(500g)	5丁	5丁	5丁	-	-	-
厚かま	10丁	10丁	9丁	-	-	-
なた	5丁	5丁	5丁	-	-	-
くわ(平)	10丁	10丁	10丁	-	-	-
じょれん	10丁	10丁	10丁	-	-	-
つるはし	5丁	5丁	5丁	-	2丁	-
くぎ(6寸、25kg)	1箱	1箱	1箱	少量	-	-
かけや(135mm)	7本	7本	7本	-	2本	-

品名	保管場所及び数量					
	市役所 消防車庫	城東支所 車庫	多紀支所	西紀消防 庁舎	丹南水防 倉庫	今田支所
ペンチ(175mm)	5丁	5丁	5丁	-	-	-
金槌	5丁	5丁	5丁	-	2丁	-
ロープ(9mmφ)	1巻	1巻	1巻	1巻	-	-
懐中電灯(単1)	1個	5個	4個	5個	-	-
ヘリコプター基地吹流	1個	1個	-	-	-	-
照明器	-	-	-	4ヶ	-	-
ビニールシート	-	-	-	2枚	-	-
杭(3m以下)	-	-	-	80本	50本	-
鉄杭	-	-	-	80本	11本	-
バケツ	-	-	-	3ヶ	-	-
一輪車	-	-	-	-	2台	-

(注) 平成11年7月1日現在

2 水防資機材の整備

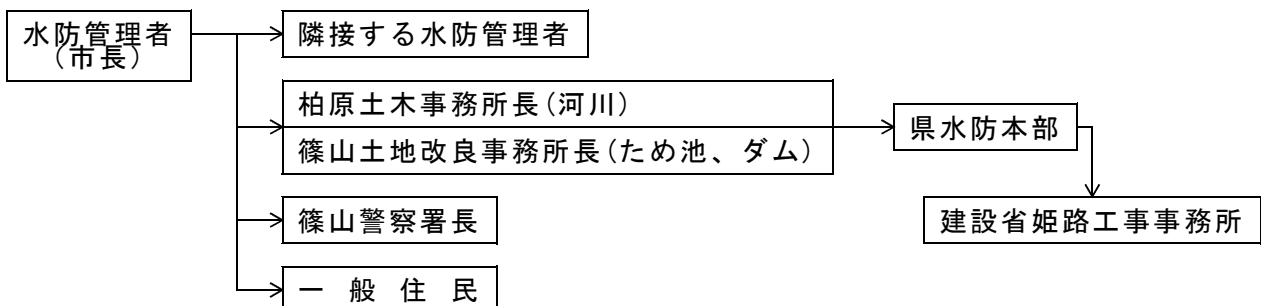
- ① 資材中腐敗・損傷の恐れのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- ② ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておく。
- ③ 資機材を減損した時は、直ちに補充する。
- ④ 水防資機材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、手持資材量を調査して緊急時の補給に備える。

第6 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊した時等で、地域住民の緊急避難を要する時は本部長(市長)又は、消防機関の長は、直ちにその旨「第3部第3章 避難対策の実施」により地域住民に伝達するとともに、柏原土木事務所に通知しなければならない。

また、本部長(市長)は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

■決壊の通信フロー図



第7 水防記録及び報告

水防活動等を行った場合には、市長は水防記録を作成・保管するとともに、関係機関に報告する。

1 水防記録

市長は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ① 水防実施状況報告書
- ② 法第16条第1項の応援を求めた理由
- ③ 法第17条の水防従事者又は雇い入れた人の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- ④ 法第18条の堤防その他の施設の決壊の状況
- ⑤ 法第21条により収用又は購入した資機材の所有者、及びその事由並びに使用場所
- ⑥ 法第21条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- ⑦ 法第21条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- ⑧ 法第22条による立ち退き指示の事由及びその状況
- ⑨ 警察署の援助状況
- ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- ⑪ 現地指導の公務員の職・氏名
- ⑫ 水防に従事中負傷又は病気にかかった人の職・氏名及び手当
- ⑬ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- ⑭ 警戒中の水位観測表
- ⑮ 法第26条第1項の水防協議会の設置
- ⑯ 法第28条の水防訓練の概要

2 知事への報告

市長は、次の事項を河川に関しては柏原土木事務所長等を経由し、ため池に関しては篠山土地改良事務所長を経由し、知事に対し10日以内に報告する。

- ① 水防実施状況報告書
- ② 法第18条の堤防その他の施設の決壊の状況
- ③ 法第21条により収用又は購入した資機材の所有者、及びその事由並びに使用場所
- ④ 法第22条による立ち退き指示の事由及びその状況
- ⑤ 現地指導の公務員の職・氏名
- ⑥ 水防に従事中負傷又は病気にかかった人の職・氏名及び手当
- ⑦ 法第26条第1項の水防協議会の設置
- ⑧ その他必要と認める事項

3 土木事務所長等への報告

市長は、次の事項についてその都度報告する。

- ① 目視して危険な水位に達した時、及び警戒水位から減水した時
- ② 水防作業を開始した時
- ③ 水防の警戒を解除した時
- ④ 堤防等に異状を発見した時及びこれに対する措置

- ⑤ 法第16条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めた時
- ⑥ 法第18条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 法第22条による立ち退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、①については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、②⑥及び⑦については、篠山警察署長及び隣接市・町長へ通報する。

第3節 篠山警察署の災害警備活動

[篠山警察署]

市長は、災害が発生すおそれがある時は、篠山警察署長の協力を要請する。

災害時に警察は、主として次に定める活動を行う。

- (1) 災害実態の把握
- (2) 被災者の救出救護
- (3) 危険箇所の事態把握及び警戒
- (4) 危険区域居住者に対しする避難の指示、警告及び誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (6) 被災地等における犯罪の予防及び犯罪者の検挙
- (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- (8) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4節 被災者の救出

[生活部、消防本部、消防団、関係各部]

風水害等の災害発生時において、生命・身体が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人を捜索・救出して必要な保護を図るため、次の計画を定める。

第1 救出体制

1 実施責任者

被災者の救出は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）は知事の委任を受けて実施する。

2 実施体制

(1) 救出活動は、消防本部、消防団部、生活部救助班が行い、風水害等の災害発生時には本部長（市長）が事態に応じて救出班又は捜索班を編成する。

(2) 住民の役割

住民に対しても救出活動の協力を求めるが、自主防災組織及び事業所の職域自主防災組織等は、自主的に救出活動を行うことが求められる。

① 住民への協力依頼

ア 広報車、有線放送、防災行政無線等を通じて、住民の相互扶助の精神に訴え、救出活動への積極的な協力を依頼する。

イ 住民組織、自主防災組織、企業団体及びボランティア団体等に対して協力を呼びかける。

② 住民（自主防災組織、事業所等）の役割

ア 組織・事業所内の被害状況を調査し、被災者の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

ウ 自力救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救出を図る。

エ 救出活動を行う時は、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

(3) 関係機関への協力依頼

大規模災害等により、緊急に救出を必要とする住民が多数あり、消防職団員及び市職員等をもってしても救出困難と認められる場合は、自衛隊の派遣を知事に要請する。

(4) 警察との連携

円滑な救出活動を実施するため、篠山警察署に協力を求め、現場の警備及び交通規制等を依頼する。

(5) 医療機関との連携

円滑な救急業務を実施するため、傷病者等を受け入れる医療機関との連携については、事前に医師会との協力体制を図っておく。

(6) 市は市内における関係機関の救出活動について、総合調整を行う。

第2 救出活動

1 情報収集・報告

(1) 情報収集

消防本部長、署長は、次の手段を講じて管内の必要な情報を収集する。

- ① 参集職団員及び管内出動隊から交通障害、被害状況等の情報を収集する。
- ② 無線機、受令機により消防・救出隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
- ③ 消防署、団詰め所付近の一般住民から、積極的に周辺の情報を収集する。
- ④ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

(2) 情報収集項目

情報収集項目は次のとおりとする。

- ① 救出事象発生状況
- ② 道路・橋梁等の交通障害状況
- ③ 医療機関の開設状況、収容能力
- ④ 被害程度及び被害の拡大の有無
- ⑤ 救出人員及び搬送先

(3) 報告

各救出班の指揮者は、収集した各種情報を活動拠点に報告する。署長、分団長は、収集した各種情報を災害対策本部に報告する。

(4) 情報整理

災害対策本部は消防署、消防団、住民からの情報を整理・検討し、効率的な救出班運用を図る。

2 救出活動

(1) 活動方針

- ① 火災が多発し、総力を挙げて消火活動を行う状態の時は、火災現場及びその周辺における救出活動を行う。
- ② 火災が発生していても現有消防力で対応できる場合は、消火活動と救出活動を並行して行う。
- ③ 火災が発生していても延焼火災がなく、主力を救出に従事させることができる状態の時は、必要最小限の消防隊を残し、他は救出活動を行う。
- ④ 同規模程度の複数の救出事象が発生した場合は、少数の班員で多数の被災者が救出できる救出事象に主力を注ぐ。

(2) 出動途上の留意点

- ① 救出に出動する場合は、火災の発生及び救出事象の発見に努め、火災に遭遇した場合は、すみやかに署長、分団長等に報告するとともに、地元自主防災組織等に消火活動を要請する。
- ② 他の重大と判断される救出事象を発見した時は、その旨を活動拠点へ報告し、発見した救出活動に従事する。

(3) 現場活動

- ① 救出は救命処置を必要とする人を優先して救出し、その他の傷者は地域住民等に協力を求めて救出する。
- ② 活動人員に比較し多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる負傷者を優先し、短時間に少しでも多く救出する。
- ③ 署長、分団長は、負傷者の発生状況を的確に把握し、班員の増強を必要と認めた場合に、救出応援班及び他の署員、分団員の応援出動を要請するとともに、災害対策本部に対しても関係機関等の応援を要請する。
- ④ 搜索済の家屋等については、重複した救出活動を避けるため「救出済」の表示をするとともに、災害対策本部に報告する。

3 救出用資機材の調達

救出活動に必要な資機材については、救助隊において調達するが、特殊な資機材については、篠山市建設工業協同組合、篠山市建設事業共同組合等の協力を得て調達する。

第3 災害救助法による救出の実施

1 対象者

(1) 災害のために現に生命・身体が危険な状態にある人

- ① 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような状態にある人
- ② 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような状態の人
- ③ 火災の際に火中に取り残されたような状態にある人

(2) 災害のため生死不明の状態にある人

- ① 行方不明の人で、諸般の情勢から生存していると推定される人
- ② 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない人

2 救出の実施期間

救出の実施期間は、災害発生の日から3日以内とするが、災害の状況により、厚生大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。ただし、期間の延長は生存が明らかでない場合のみに限り、期間内に生死が明らかにならない場合は、以後遺体の搜索として引き続き搜索を行う。

3 救出のための費用

(1) 費用の範囲

① 借上費又は購入費

舟艇その他救出に必要な機械・器具等の直接搜索、及び救出に使用した期間内の借上費又は購入費

② 修繕費

救出のため使用（借上使用を含む）した機械・器具等の修繕費

③ 燃料費

燃料器具を使用する場合のガソリン、もしくは石油、搜索もしくは救出作業を行う場合の照明用の灯油、又は救出した人を蘇生させるために必要な採暖用燃料費等の代金

④ 人件費及び輸送費

人件費は実際に救出のために雇った人に対して支払う費用で、輸送費は救出に必要な資機材の運搬、救出に赴く人員の輸送及び救出後安全地帯に移すための費用など

(2) 国庫負担の対象となる限度

上記(1)の経費の実費

4 書類の整備・保管

被災者を救出した場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

① 救助実施記録日計票

② 救助の種目別物資受け払い状況（被災者救出用機械器具受け払い簿）【救助法様式6】

③ 被災者救出状況記録簿【救助法様式15】

④ 被災者救出用関係支出証拠書類

第5節 被災者の救護

[保健福祉部、医療機関]

風水害等の災害により医療の機能を失ったり、または著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合、人命の安全確保を迅速に図るため、応急的な医療及び助産活動についての計画を定める。

第1 救護活動体制

1 実施責任者

被災者に対する医療及び助産活動は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）は知事の委任を受けて実施する。

2 実施体制

本部長（市長）は、県、近隣市町、日赤兵庫県支部等の協力を得て、次の活動を実施する。なお、その実務は保健福祉部救護班（健康課）及び医療関係者による救護班が担当する。

- ① 救護所の設置
- ② 市内の医療関係者により救護班を編成し、医療及び助産を実施する。
- ③ 災害の程度により必要と認められた時は、県及び医師会に対し、医療（助産）救護活動につき協力要請する。
- ④ 中等傷患者及び重傷患者については必要に応じて、救護所から後方医療機関へ転送する。なお転送先の医療機関等は県から提供される情報による。

■救護班の編成

区 分	員 数
医 師	1人以上
看護婦	2人以上
保健婦	1人以上
その他	1人以上

■救護活動体制

区 分	施 設 名
救護所（初期救護）	各小学校及び東雲、後川、草山、今田診療所

丹波圏域内地域医療情報センター

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
柏原保健所	氷上郡柏原町柏原688	0795-72-0500

丹波圏域内災害拠点病院

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県立柏原病院	氷上郡柏原町柏原5208-1	0795-72-0524

第2 災害救助法における実施基準

1 医療

(1) 対象者

災害時における医療は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った人を対象とする。

(2) 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(3) 費用の範囲

- ① 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損医療器具の修繕費等の実費とする。
- ② 病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の限度額以内とする。
- ③ 施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内とする。

(4) 期間

医療の期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱のはなはだしい場合等であって、災害地の特殊事情から14日を超えて実施しなければならない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

(5) 書類の整備・保管

医療を実施した場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受け払い状況（医薬品衛生材料受け払い簿）【救助法様式6】
- ③ 救護班活動状況（写）【救助法様式12】
- ④ 病院・診療所医療実施状況【救助法様式13】
- ⑤ 診療報酬に関する証拠書類
- ⑥ 医薬衛生材料等購入関係支出証拠書類

2 助産

(1) 対象者

災害時における助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人で、災害のために助産の途を失った人を対象とする。

(2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の範囲

- ① 救護班による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費とする。
- ② 助産婦による場合は、当該地域における慣行料金の2割引以内の実費とする。

(4) 期間

助産の期間は、分娩した日から7日以内とする。ただし、医療と同様、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

(5) 書類の整備・保管

助産を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受け払い状況（衛生材料等受け払い簿）【救助法様式6】
- ③ 助産台帳【救助法様式14】
- ④ 助産関係支出証拠書類

第3 患者の移送

被災者が疾病・傷病のため医療機関に收容する必要が生じた場合、あるいは後方医療施設への転送の必要が生じた場合は、関係機関（営業用バス等）の協力を得て適切な方法により被災者の移送を行う。

■救急車等一覧

保有機関	所在地	救急車等 保有台数 (台)	電話番号	救急隊員数	
				専任	兼任
篠山市消防本部	篠山市北40-2	救急車 3	94-1119	2	37
氷上郡広域行政事務組合消防本部	柏原町母坪371-1	〃 3	0725-72-2255	6	31
三田市消防本部	三田市下深田390	〃 3	64-0119	10	57
猪名川町消防本部	猪名川町猪名川柴 合字古津側山4-10	救急車 3	0727-66-0119	7	30
日赤兵庫県支部	神戸市中央区下山 通5丁目6-22	救急車 5	078-341-8793		
加東行政事務組合消防本部	加東郡社町上中3 丁目25	救急車 3	0795-42-0119		53
西脇多可行政事務組合消防本部	西脇市野村町1796 -502	救急車 3	0795-22-0119		45
京都中部広域消防組合	亀岡市荒塚町1丁 目9-1	救急車 6	07712-2-0119		

第4 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療機器は、市内薬局より調達するとともに、災害の種類や規模に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、薬業組合及び業者から供給を受ける。

■ 医薬品等（医薬品衛生材料）の調達先一覧

名 称	所在地	電話番号
稲川薬局	呉服町43	52-0354
浦名薬局(有)	西町11	52-1121
ひがし薬局	二階町17	0120-035321 52-5321
布袋堂薬局	二階町70	0120-052139 52-0139
山内十字堂薬局	立町121	52-0127
ふくすみストア	安田391-5	57-0053
スーパーマーケットニヤマ	風深225	52-3388
おくも百貨店	福井26	58-0031
篠山町農協組合マーケット	東新町214-66	52-2177
篠山町農協組合マーケット後川店	後川上581-1	56-3105
(有)日昇堂	乾新町36	52-0855
福田屋薬局	大沢512-1	94-0966
ときもと百貨店	小枕60	94-0553
来住薬店	古市76	95-0023
(株)ケーエスケー柏原支店	氷上郡柏原町柏原深田1405	0795-72-2101
三星堂(株)西脇支店	西脇市寺内字木コラ345	0795-22-2195
(株)アズウェル丹波支店	氷上町石生1984の1	0795-82-8181

第5 救護所

救護班は被害状況に応じ、災害対策本部等との連絡調整の上、小学校等に必要に応じて救護所を開設する。

なお、被災者が疾病、傷病のため医療機関に收容する必要が生じた時は、迅速に最寄りの医療機関に收容する。

【様式第7号】救護所開設状況

■ 救護所設置予定施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号
篠山小学校	北新町28	52-0069
八上小学校	糯ヶ坪89	52-0598
畑小学校	畑宮324-2	52-0236
城北小学校	黒岡89	52-0462
岡野小学校	西岡屋531	52-0553
日置小学校	日置162	56-2034
後川小学校	後川上477	56-2734
雲部小学校	西本荘1	56-3200
福住小学校	福住342	57-0027
村雲小学校	草ノ上108	58-0116
大芋小学校	中500	58-0014
西紀南小学校	黒田186	58-0028
西紀小学校	乗竹650	93-0024
西紀北小学校	本郷123	92-0007
大山小学校	大山新100	96-0013
味間小学校	味間新97-3	94-0019
城南小学校	小枕120	94-0728
古市小学校	波賀野新田74	95-0019
今田小学校	今田町下小野原61	97-2019
東雲診療所	小田中202-2	58-0053
後川診療所	後川上477-1	56-3735
草山診療所	本郷108-1	92-0011
今田診療所	今田町今田新田17-1	90-3050
保健センター	小田中220	58-0324
西紀老人福祉センター	宮田216	93-0896
丹南健康福祉センター	網掛301	94-1117
今田老人福祉センター	今田町今田新田19-1	97-3220
篠山デイサービスセンター	小田中172-1	58-0080

第6節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬

[生活部、消防本部、消防団]

災害により死亡したと推定される人の捜索、及び死亡者の収容・処理・埋葬について、以下に定める。

第1 行方不明者の捜索

1 実施体制

災害による行方不明者の捜索は市長が行い、生活部救助班（市民課）、消防部（消防本部）、消防団部（消防団）が担当する。災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）は知事の委任を受けて実施する。

なお、捜索の実施にあたっては、警察官、消防機関、地域住民らの協力を得て行う。

2 災害救助法における実施基準

(1) 対象

行方不明者の捜索は、災害により現に行方不明の状態にある人を対象とする。

(2) 費用の範囲

行方不明者の捜索のための支出費用及びその限度額は、「【資料1】災害救助法による救助の基準」による。

(3) 期間

行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

3 実施内容

行方不明者の捜索は、災害発生後、迅速かつ適切に実施し、遺体が発見された場合は、直ちに所轄の警察及び災害対策本部に連絡する。

4 応援の要請

市のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を必要とする場合、又は遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町に対し捜索の応援を要請する。

(1) 市内での捜索

- ① 応援のための要員及び必要資機材並びに集合・集積場所
- ② 捜索予定地域
- ③ 応援を要請する期間
- ④ その他必要な事項

(2) 他市町での捜索

- ① 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
- ② 遺体数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- ③ その他必要な事項

第2 遺体の収容・処理

1 実施体制

遺体の収容・処理は市長が行い、生活部救助班（市民課）が担当する。災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）は知事の委任を受けて実施する。

なお、処理の実施にあたっては、必要に応じて医師、住民等の協力を得て行う。

2 災害救助法における実施基準

(1) 対象

遺体の処理は、災害の際死亡した人を対象とする。

(2) 費用の範囲

遺体の収容・処理のための支出費用及びその限度額は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

3 実施内容

(1) 遺体の収容

発見された遺体については、「死体取扱規則」（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する遺体収容所に収容する。ただし、身元が判明している遺体については、遺族に引き渡す。

(2) 遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した人について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処理を実施する。

(3) 遺体の処理内容

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体の識別のための処置として、洗浄、縫合、消毒等を行う。

② 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、埋葬等の処置をするまで衛生状態等配慮の上一時保存する。

③ 遺体の一時保存収容所

遺体を一時保存する収容所は、被害現場付近の公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、施設の安全を確認の上搬送する。

④ 検案

遺体の検案は県あるいは市の救護班により行うことを原則とする。ただし、遺体の数が著しく多い等の場合には、一般開業の医師により行う。

(4) 書類の整備・保管

遺体の処理を実施し、又は遺体の処理に要する現品を支給した場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳【救助法様式20】
- ③ 遺体処理費支出関係証拠書類

(5) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とする場合は次の事項を明らかにし、知事に期間の延長を要請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由
- ④ その他

(6) 遺体の引取り

身元が確定した遺体は、遺体処理台帳に必要事項を記入した上、すみやかに遺族等へ引き渡す。

(7) 身元不明遺体に対する措置

漂流死亡者等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取り扱い法の規定により処理する。

4 遺体の捜索及び収容に要する資機材

遺体の捜索及び収容に要する資機材については、総務部において調達配備する。

■ 収容棺等の調達先

名 称	所在地	電話番号
指辰商店	糯ヶ坪 4 8	5 2 - 0 8 7 6
みどりや	向井 4 3 8	5 7 - 1 1 0 7
ナンデモヤ	般若寺 5 2 9	5 2 - 2 3 4 0
西八本店	二階町 3 7 - 1	5 2 - 0 2 5 8
本多商店	二階町（乾新町）	5 2 - 1 2 3 4
光葬祭	曾地口 1 0 2	5 6 - 3 0 4 0
兵庫県葬祭事業 協同組合連合会	尼崎市大西町1丁目2番20号 （姫路・三田から配送）	TEL 06-6422-4207 FAX 06-6423-2536
篠山町農協	黒岡 7 2 7 - 2	5 2 - 2 1 7 5
丹波農協	大沢竹安の坪 4 3 8	9 4 - 1 1 2 1

第3 遺体の埋葬

1 実施体制

遺体の埋葬は市長が行い、生活部救助班（市民課）が担当する。災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）は知事の委任を受けて実施する。

2 遺体の処理を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- (1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した人で葬祭が終わっていない人を含む）
- (2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ① 緊急に避難を要するため、遺族が時間的・労働的に埋（火）葬を行うことが困難であること
 - ② 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること
 - ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨壺等が入手できないこと
 - ④ 埋葬すべき遺族がいなかったり、又はいても高齢者、若齢者等で埋葬を行うことが困難であること
 - ⑤ その他、埋葬を行うことが困難であること

3 災害救助法における実施基準

(1) 対象

遺体の埋（火）葬は、災害の際死亡した人を対象とする。

(2) 費用の範囲

遺体の埋葬のための支出費用及びその限度額は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。

(3) 期間

遺体の埋（火）葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等で10日経過後も、おびただしい数の遺体が発見され、混乱が続くことも予想されるので、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た場合は、期間を延長することができる。

4 埋葬の方法

(1) 実施体制

埋葬は、本部長（市長）が、棺、骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨の役務の提供を行う。また、状況によっては自衛隊等の協力を得て埋（火）葬を実施する。

(2) 埋葬の方法

埋葬は原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡す。また、埋葬は災害時一時混乱期に行うものであることから、仮葬とする。なお、埋（火）葬にあつたては、次の事項に留意する。

- ① 事故等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査にあつたるとともに、遺体の取り扱いについて遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録する。

(3) 火葬場

火葬場は、原則として市内施設を利用するが、火葬場が破壊又は水没のため使用できない時、もしくは遺体が多数のため当該火葬場のみでは火葬不能の場合は、隣接市町の協力を得て行う。

■火葬場

名称	所在地	電話番号	処理能力
篠山市営火葬場	沢田三弥谷 5 5 7	5 2 - 4 3 3 6	炉数 2 基 1 基 2 屍 / 日 1 体 当 たり 所 要 時 間 3 時 間

5 書類の整備・保管

遺体の埋葬を実施した場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳【救助法様式19】
- ③ 遺体埋葬費支出関係証拠書類

第7節 廃棄物及び死亡獣畜処理等対策

[生活部、建設部、関係各部]

風水害等の災害に際し、廃棄物及び死亡獣畜による環境汚染を防止し、二次的被害を防止するとともに、土・石・立木及び災害を受けた建築物、橋梁、電柱等の障害物を除去し、災害の拡大防止と災害応急対策を迅速、的確に行うための計画について、以下に定める。

第1 ごみ処理

1 実施体制

災害時におけるごみ処理及び清掃は市長が行い、生活部救助班（市民課）及び建設部建設班（建設課）が指示を受け、清掃班を編成し実施する。

2 処理方法

(1) 作業計画

被災地の状況を把握し、適切な作業計画を立てる。

(2) 集積場所

保健衛生協力員と協議の上、地区毎に集積場所を定めて集積させ、被災地の清掃作業の効率化を図る。

(3) 収集・処理

① 収集は直営及び委託業者に依頼して行う。

② 処理は「篠山市清掃センター」に搬入するもののほか、必要に応じて、埋め立て等の環境衛生上支障のない方法で実施する。なお収集能力が不足と思われる時は、被災地以外の近隣市町に応援を求める。

■処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力
篠山市清掃センター	篠山市大山下168	96-0844	炉数 2基 1基20 t /日 1日8時間可動、40 t 処理

3 住民への広報

災害時におけるごみの収集及び処理を円滑に実施できるように、地域住民に対して次の広報を行う。

① ごみの収集日及び収集場所

② 粗大ごみや生活関連廃棄物等の区別及び可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別協力

③ ごみの集積にあたって、ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないように、協力の呼びかけ

④ ごみの搬出抑制及び自己処理に努めること

第2 災害廃棄物処理

1 実施体制

- (1) 災害応急対策を実施するため、瓦礫・廃材などの災害廃棄物の除去及び処理は、市長が建設部建設班（建設課）に指示して行い、状況に応じて土木業者の協力を得てすみやかに行う。
- (2) 道路・河川等にある災害廃棄物の除去及び処理は、その道路・河川等の維持管理者が行う。
- (3) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた災害廃棄物、及び暴風雨等による倒壊家屋等の除去及び処理は市長が行い、市において実施が困難な場合は知事に対し応援協力を要請する。
- (4) その他、施設敷地内の災害廃棄物の除去及び処理は、その施設敷地内の所有者又は管理者が行う。

2 災害廃棄物の除去及び処理の対象

災害廃棄物の除去及び処理は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予測される場合、その他公共的立場から必要があると認められた場合に行うが、現状回復ではなく、応急的な除去に限る。その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命・身体、財産等の保護のため、すみやかにその災害廃棄物の除去及び処理を必要とする場合
- (2) 交通の安全と輸送の確保に障害となっている場合
- (3) 河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から、除去及び処理を必要とする場合

3 処理方法

(1) 作業計画

計画的に処理を実施するため、木質・コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握するとともに、適切な作業計画を立てる。

(2) 収集・処理

- ① 木くず等比較的小規模なものについては、建設部において処理するほか、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。
- ② コンクリート等は、破碎・選別してフェニックス最終処分場に運搬し、処理するとともに、民間業者及び近隣市町等に処分を要請する。

(3) 集積・保管場所

- ① 瓦礫・廃材などの災害廃棄物の集積場所は、付近遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えないようにする。
- ② 除去した災害廃棄物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

(4) 県が実施する環境対策との協調

瓦礫、廃材など災害廃棄物の処理にあたっては、環境対策に留意し、大気汚染を防止するため、廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導、建築物の解体撤去工事等に対する措置等に協力する。

第3 し尿処理

1 実施体制

災害時におけるし尿処理は、避難所（収容）など被災集中地区を中心に、市長が「あさぎり苑」において実施する。

なお、あさぎり苑にて収集及び処分能力が不足すると思われる場合は、被災地以外の近隣市町に応援を求める。

■処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力
あさぎり苑	篠山市西岡屋748	52-0410	52k・/日

2 処理方法

(1) 被災避難者は、必要に応じて素掘仮設トイレを設置し、処理する。

■災害緊急時の素掘した仮設トイレの作り方

(2) 収集したし尿は、あさぎり苑において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町に処理を要請するほか、兵庫県下水道公社を通じて武庫川上流流域下水道施設への投入を行う。

(3) 仮設簡易トイレの設置

被災の状況により、被災地区の避難所（収容）等の人員に応じて仮設簡易トイレを設置する。設置にあたっては立地条件を考慮し、漏洩等により地下水を汚染しない場所を選定し、早急に設置する。

なお、仮設簡易トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮をする。

また、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋設する。

第4 死亡獣畜等処理

(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が篠山保健所長の許可を受けて行う。

(2) 所有者が判明しない時、又は所有者が実施することができない時は、本部長（市長）が実施するものとし、救助班が担当する。

第8節 防疫及び保健衛生対策

[生活部、保健福祉部、産業経済部、関係各部]

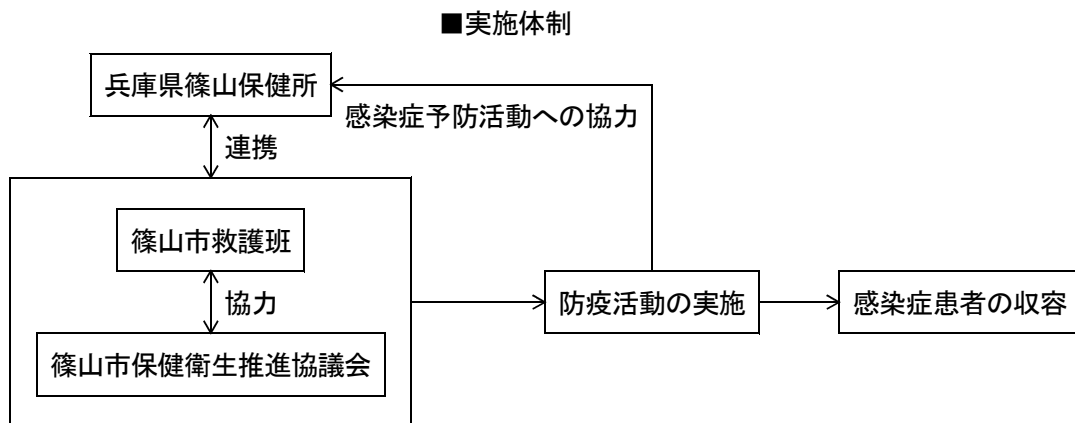
被災地においては、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり、感染症等が蔓延する恐れがあるため、これを未然に防止するとともに保健衛生活動を実施するための計画について、以下に定める。

第1 一般防疫

1 実施体制

被災地における防疫は、本部長（市長）が保健福祉部救護班に命じ実施する。ただし、災害の状況により、本部長（市長）において防疫が不可能の場合は、知事と協議して行う。

本部長（市長）は防疫班を編成するとともに、篠山市保健衛生推進協議会の協力を得て、防疫活動を推進する。



2 防疫の種別及び方法

(1) 検病及び健康診断

兵庫県篠山保健所は、検病調査班を編成し、被災地域あるいは避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域において検病調査を実施する。さらに、検病調査の結果必要と認める地域の住民に対して、知事が健康診断を行うが、市もその実施にあたって協力する。

(2) 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため、必要に応じて種類・対象・期間等を定め、県と共同して予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

災害地の消毒は、篠山保健所の指導に基づき市が実施する。消毒の方法には、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒及び薬物消毒の4種が定められているが、災害時においては薬物消毒が主体となる。薬物消毒の主なものは、次による。

① 飲料水の消毒

ア 給水施設として井戸を使用している場合における消毒は、水量の50分の1のたん製石灰（少量の水を注げば熱を発生し崩潰する）を乳状にしたもの、又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰5%の水溶液）を投入し、攪拌した後12時間以上放置する。なお、とくに必要のある場合は、全水量を汲み出して、井戸をさらい、新たに湧出した水に対して、水量の5,000分の1に当たるクロール石灰水を投入し、約30分間放置する。

イ 給水施設が上水道、又は簡易水道である場合は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに、管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は、0.1ppm以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は0.2ppm以上とするのが望ましい。

また、施設が直接被害を受け断水後に給水する場合、水量の不足により時間給水する場合、又は洪水などにより水質が著しく悪化した場合などでは、臨時に塩素量を0.4ppm程度とする必要がある。

② 家屋内の消毒

泥水、汚水などで汚染された台所、炊事用具及び食器棚などを中心に、クレゾール水などの消毒薬を用いて拭き、床下には湿潤の程度に応じ所用の石灰を散布する。

③ 便所の消毒

便所は3%の石灰酸水、クレゾール水もしくはホルマリン水をもって拭き、又はこれを散布し、便槽にはたん製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、充分攪拌する。

④ 介溜、溝渠の消毒

介溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠にはたん製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却する。なお、たん製石灰末は乾燥した場所の消毒には適当でないため、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

⑤ 患者運搬用器などの消毒

患者及び病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度石灰酸水、クレゾール水もしくはホルマリン水で拭き、又はこれを散布する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

被災地又は避難所の状況に応じて、ねずみ族・昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

① 被災家屋については、無差別に行うことなく、実状に応じ重点的に実施する。たとえば、床上浸水の地域であっても水害が一過性で環境の汚染が著しくない場合は、ねずみ族・昆虫などの駆除を必要としない場合がある。一方、大部分が床下浸水を受けた地域でも、滞水期間が長い、あるいは汚物・汚泥などが広範囲に散乱し、ハエなどの発生が著しい場合は、家屋のみならずそれ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

② 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥・汚物の堆積地帯に対しては、殺虫・殺蛆効果のある殺虫剤を使用する。また、便所などに使用する殺蛆剤としては、オルソジクロールベンゾール剤などを用いる。

3 患者等に対する措置

(1) 入院勧告

被災地又は避難所に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見された時は、すみやかに入院の勧告又は措置をとり、感染症指定病院に入院させるとともに、流行防止を図るため、周辺の消毒を実施する。

感染症指定病院に入院させることが困難な場合には、篠山保健所長と協議し、安全な場所を選定し、臨時の医療施設を設ける。

(2) 自宅における措置

適当な医療施設がない場合、あるいは入院措置をとることができない保菌者等に対しては、自宅において措置を講じ、し尿の衛生的処理等について厳重に指導する。

■特定感染症指定医療機関

施設名	所在地	指定病床数
市立泉佐野病院	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-24	2床

■第1種感染症指定医療機関

施設名	所在地	指定病床数
神戸市立中央病院	神戸市中央区港島中町4-6	2床

■第2種感染症指定医療機関

施設名	所在地	電話番号
神戸市立中央市民病院	神戸市中央区港島中町4-6	078-302-4321
加古川市民病院	加古川市米田町平津384	0794-32-3531
柏原赤十字病院	氷上郡柏原町柏原259-1	0795-72-0555

4 避難所の感染病対策

(1) 避難所における感染病対策の徹底

本部長（市長）は避難所を開設した時は、感染症等の集団発生を防ぐため、避難所における感染病対策の徹底を図る。

(2) 避難所の検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため随時検病調査を実施する。

(3) 衛生消毒剤の散布等の指導

避難場所及び被害地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。

(4) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

5 薬剤の確保

使用する薬剤は市内薬局で、普通石灰は篠山町農業協同組合、丹波農業協同組合で調達する。

6 予防教育及び広報活動

被災地における衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項について、パンフレット及びリーフレット等により、被災者に対し周知徹底する。

また、保健婦による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を行う。

7 防疫措置の報告

防疫活動が完了した時は、すみやかに災害防疫業務完了報告書（様式第12号）を作成し、篠山保健所長を経由して知事に提出する。

【様式第12号】災害防疫業務完了報告書

8 県に対する要請

市長は市において防疫活動の実施が困難な場合は、下記事項を整理の上県へ要請する。

- ① 防疫業務の内容
- ② 防疫時間
- ③ 防疫を必要とする世帯数
- ④ 派遣場所
- ⑤ その他必要事項

■浸水家屋等薬剤の被災地における必要量の算出基準

区分	薬剤の種類	薬剤量算出基準
床上浸水家屋 (全壊、半壊、流失を含む)	ク レ ゾ ー ル	床上浸水戸数 × 200 g
	普 通 石 灰	床上浸水戸数 × 6 kg
	クロールカルキ	井戸の数 (概数) × 200 g
床下浸水家屋	ク レ ゾ ー ル	床下浸水戸数 × 50 g
	普 通 石 灰	床下浸水戸数 × 6 kg
	クロールカルキ	井戸の数 (概数) × 200 g

■ねずみ族・昆虫等の駆除にかかる薬剤所要量の算出方法

散布場所及び種類	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	$\left[\begin{array}{l} \text{家屋}39.6\text{m}^2\text{内部} \\ \text{の壁面、その他} \\ 85.8\text{m}^2 \end{array} \right]$ 指定地域内の被災戸数 (窓その他) (1m ² 当使用量) $\times (1 - 0.5) \times 0.05$
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	$\left[\begin{array}{l} 1\text{m}^2\text{当り使用量} \\ 50\text{倍にして}3 \end{array} \right]$ (便所) 指定地域内 $\times 1\text{m}^2 \times$ の被災戸数 0.06
家屋外及び塵芥等 1.5%マラソン粉剤等	(敷地内) 指定地域内の被災戸数 $\times 56\text{m}^2$ (1m ² 当使用量) $\times 15\text{g}$

第2 食品衛生

1 実施体制

災害時における食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県(知事)が行い、市(保健福祉部救護班)は県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、指導にあたる。

2 指導方法

主な指導事項は、次のとおりである。

(1) 避難所に対するもの

- ① 手洗いの励行、食品の消毒など一般的注意事項の喚起
- ② 被災者への供給食品、見舞食品についての衛生監視
- ③ 腐敗食品等不良食品の処分法についての適切な指導

(2) 炊き出し施設に対するもの

- ① 給食用施設・設備の点検
- ② 給食に用いる原材料、食品の検査

(3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。また、浸水、倒壊、焼失等の直接被災した営業施設については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するように指導する。

第3 家畜防疫等

1 実施体制

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、市（産業経済部農林班）は県家畜保健衛生所に協力し、防疫・診療等を行い、未然に家畜感染症を防ぐように対処する。

2 家畜防疫の実施

- (1) 家畜の感染症が発生した時は、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により感染症の蔓延防止に努める。
- (2) 犬や家畜を狂犬病等から守るため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。

3 愛玩動物の収容対策

獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。

なお、動物救援本部が設置されない場合には、篠山保健所に協力要請を行う。

【動物救援本部の活動内容】

- ① 飼養困難な動物の一時保管
- ② 負傷した動物の収容、治療、保管
- ③ 放浪動物の収容、保管
- ④ 動物の所有者や里親探しのための情報収集及び提供
- ⑤ 動物に関する相談の実施等

■篠山保健所の電話番号等

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
兵庫県篠山保健所	郡家練兵の坪451-2	昼間0795-52-2811 夜間0795-52-6408	0795-52-5852

- ② 救助の種目別物資受け払い状況（炊き出し、その他による食品給与物品受け払い簿）
【救助法様式6】
- ③ 炊き出し給与状況【救助法様式9】
- ④ 炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支出証拠書類
- ⑤ 炊き出し、その他による食品給与のための物品受け払い証拠書類

第3 食糧の供給

1 供給方法

- (1) 避難所に収容された人に対して、市長は調達した食糧を避難所従事者により供給する。
- (2) 被災者に対しては、市長は調達した食糧を直接又は小売り販売業者を指定して供給する。
- (3) 災害対策要員に対する供給は総務部総務班員が行う。

【様式第6号】物資調達配給状況

2 供給時期

食糧は、住民による家庭内備蓄分（1人当たり3食×3日分）での対応を基本とするが、前記「第2 1」の対象被災者への食糧の供給時期は次のとおりとする。

- ① 第1次供給 — 災害発生後6時間を目途に支給する。
- ② 第2次供給 — 災害発生後12時間を目途に支給する。
- ③ 定時供給 — 日2回を目途に支給する。

3 供給品目及び基準量

- (1) 給食品は原則として米穀とするが、消費の実状に応じて乾パン等の給食も行う。この場合の基準量は、1人1食当たり300精米グラムとする（乾パンの場合は1食分とする）。
- (2) 塩、味噌、醤油の副食調味料及びその他副食については、市長が調達し供給するが、市長による調達が困難な場合は知事に斡旋を依頼する。

4 供給食糧の搬送体制

食糧の搬送は、パン、ミルク等の簡易食糧を含め給食搬送車に対応する他、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

なお、給食搬送車は、1車につき3人体制（運転者1名、補助員2名）とする。

第4 炊き出し

1 実施体制

炊き出しは、学校教育課炊出班（国民宿舎を含む）が実施する。

2 利用施設

炊き出しの施設は、学校給食センター及び国民宿舎ささやま荘の活用を基本とし、給食センターの調理員が炊き出しを行う。ただし、必要に応じて他の給食施設の調理員が応援・協力する。

また、災害の規模によっては炊事用具等を調達し、避難所又は被災地域の最も便利な場所等で炊飯を実施する。

(1) 炊事用具調達

緊急用湯沸器、カセットコンロ、炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ、プロパン、食器（学校備品の活用）等

(2) 施設用具

防水シート、発電機、投光機、コードリール、ライト、ろ水器、浸水剤

■ 炊き出し等の実施場所

施設名	所在地	調理能力	電話番号
篠山学校給食センター	日置121	コンテナ39台 3,000食分	56-2901
西紀学校給食センター	打坂432-1	コンテナ6台 640食分	93-0377
丹南学校給食センター	味間新192	コンテナ10台 2,200食分	94-2249
今田学校給食センター	今田町下小野原61	コンテナ3台 640食分	97-3218
国民宿舎ささやま荘	河原町474	1時間でおむすび200個分	52-1127

注) 調理能力は、フル稼働した場合の食数を示す。

3 業者・自治会への要請

(1) 被害状況が比較的軽微な地域については、産業給食提供業者からの弁当購入や当該自治会等の住民による炊き出しを要請する。

(2) 市において炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが実状に合うと認められる場合は、炊き出し基準を明示の上業者から購入し、供給する。

第5 主要食糧の調達・備蓄

1 調達

主食、副食、及び調味料等の調達は次に定めるところによるが、災害の程度により市内業者による調達が困難な場合は、知事に食糧の供給・斡旋を要請する。

(1) 主食（米穀）の調達先

主食（米穀）は、市内の米穀販売業者より調達する。

(2) パンの調達先

パンは、市内の製造業者に依頼して調達する。

(3) ミルクの調達方法

乳幼児のミルクは、市内の販売業者から調達する。

(4) 副食及び調味料の調達先

副食及び調味料は、必要に応じ市内業者から調達する。

2 食糧の流通備蓄

被災者等への食糧の第1次供給に備え、流通業者等との協定により食糧の確保を図る。

第2節 給水計画

[企業部]

風水害等災害のために飲料水が枯渇・汚染したり、給水施設の被害による供給不能などで、飲料に適する水を得ることができない人に対し、応急的な飲料水の確保・供給についての計画を以下に定める。

第1 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事の委任を受けて実施する。

第2 災害救助法による実施基準

1 対象

災害のため飲料に適する水を得ることができない人を対象に、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

2 費用の範囲

(1) 応急給水を実施するために支出する費用は、次に定める範囲とする。

- ① 水の購入費、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ② 浄水用の薬品並びに資材費

(2) 応急給水のために支出できる費用は、当該地域における通常（平時）の実費とする。

3 期間

応急給水の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

4 給水量

(1) 災害発生後3日間については、生命維持に最小限必要な水量として、最低供給量を1人1日3・とし、4日以降は必要に応じて増量する。

(2) 感染症予防法による場合は、炊事のみならず洗面、トイレ等の最低限の生活水準維持に必要な水量として、最低供給量を1人1日20・とする。

(3) 災害救助法によらない場合は、同法に準じて実施する。

5 書類の整備・保管

飲料水の供給を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受け払い状況（給水用機械・器具及び浄水用薬品資材受け払い簿）
【救助法様式6】
- ③ 飲料水の供給簿【救助法様式10】
- ④ 飲料水の供給のための支出証拠書類

第3 飲料水の供給方法

飲料水の供給・確保は、次の方法により実施する。

- (1) 飲料水が汚染したと認められる場合は、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。
- (2) 浄水場及びその周辺地域の被災により、水の確保が困難な場合は、被災地に最も近い水源地から、次の方法により運搬供給する。
ただし、水槽付消防自動車の活用については、災害による火災の発生及び発生のおそれがないと認められる場合に限り、災害対策本部の許可を得て使用する。
 - ① 給水車（企業部水道課備え付） 2台（2t、1t）
 - ② 水槽付消防自動車 5台（1.5t×2、2.0t×3）
 - ③ 携行タンク（公営企業部水道課備え付）20個（20・×20）
 - ④ その他、災害対策用飲料水運搬用具（非常用飲料水袋等）
- (3) 水道施設が使用不能となった場合は、供給対象人員等を考慮の上、汚染の少ないと思われる井戸等を水源に選定し、ろ水器によりろ過した後消毒剤により消毒の上給水する。
- (4) 自己所有の井戸等は、消毒剤の交付等安全指導を行う。

第4 各団体等への協力・出動要請

市内で飲料水の確保・供給が困難な場合には、災害対策本部を通じて兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求めるほか、自衛隊の出動を要請する。

■ 関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 078-362-3684(直通)	
日本水道協会兵庫県支部	明石市中崎1丁目5-1	078-918-5064	明石市水道部総務課内
兵庫県簡易水道協会	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 078-362-3256(直通)	兵庫県県民生活部健康福祉局生活衛生課水道係

第5 仮設給水栓等からの応援給水

地域の被害状況により、被災を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し給水する。

第6 給水施設の応急復旧

給水施設の被災により、施設の一部又は全部が給水不能となった場合は工事業者の応援を要請し、復旧作業にあたる。

第7 給水施設の現況

平時における浄水場の給水能力は、次のとおりである。

■浄水場の給水能力

	日最大配水能力 (t)	配水池能力 (t)
上水 (旧篠山)	6,700	2,570
城東 (簡水)	1,680	315
後川 (簡水)	165	117
多紀簡水	1,005	584
西紀中 (簡水)	970	1,327
西紀北 (簡水)	330	223
上水 (旧丹南)	6,000	2188
大山 (簡水)	1,000	178
今田 (簡水)	1,856	1,305

第3節 衣料・生活必需物資等供給計画

[総務部、生活部、産業経済部]

風水害等災害のため住家に被害を受け、被服、寝具、衣料品等の生活必需品を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な状態の人に対して、一時的にこれらの生活必需品等を給与又は貸与するための計画を以下に定める。

第1 実施体制

被災者に対する衣料・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事の委任を受けて実施する。

第2 災害救助法による実施基準

1 対象

災害により家屋が全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、最小限度の日常生活を営むことが困難な人（世帯単位）を対象とする。

2 供給品目

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与のための供給品目は、被災者の事情に応じて次の範囲の品目とする。

- ① 寝具 — 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
- ② 外衣 — 作業衣、婦人服、子供服等の普段着
- ③ 肌着 — シャツ、パンツ、ズボン下等
- ④ 身の回り品 — タオル、手拭等
- ⑤ 炊事道具 — なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
- ⑥ 食器 — 茶碗、汁椀、皿、はし等
- ⑦ 日用雑貨品 — 石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、カイロ、生理用品、紙おむつ等
- ⑧ 光熱材料 — マッチ、ローソク、簡易ガスコンロ及びボンベ、木炭等
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められる物

3 費用の範囲

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用及びその限度額は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。

4 期間

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

5 書類の整備・保管

救助物資を購入し配分する場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。なお、法による物資とその他の義援物資とは、実際上もまたは書類上においても明確に区分して処理しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受け払い状況（物資受け払い簿）【救助法様式6】
- ③ 物資の給与状況【救助法様式11】
- ④ 物資購入関係支出証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払い出し証拠書類

第3 物資の供給方法

1 供給計画の作成

総務部財政班は、世帯構成別被害状況を行政協力員及び避難所責任者等を通じて把握し、すみやかに救助物資購入及び配分計画を作成し、これにより購入し、給与又は貸与する。

2 物資の調達

物資の給与又は貸与の必要を生じた時は、市商工会等と協議の上市内業者より購入する。ただし、災害の規模等により市内で調達が困難な場合は、知事に対して物資の調達を要請する。

【様式第6号】物資調達配給状況

3 救援物資等の受け入れ体制

- (1) 調達した物資又は県及び県外からの救援物資は、次表の集積場所に集積し、配分計画に基づき被災者に配分する。

■集積場所

地域	施設名	所在地	電話番号
篠山地域	市役所	北新町41	52-1111
	三の丸広場	北新町33	52-1111
城東地域	城東支所	日置385-1	56-3111
	篠山東中学校グラウンド	泉字若林1-1	56-3884
多紀地域	多紀支所	福住344-1	57-1161
	福住小学校グラウンド	福住342	57-0027
西紀地域	西紀支所	宮田240	93-1111
	西紀中学校グラウンド	宮田175	93-0032
丹南地域	丹南支所	杉7-1	94-1131
	丹南中学校グラウンド	味間新192	94-1164
今田地域	今田支所	今田町今田新田14-1	97-3111
	今田中学校グラウンド	今田町今田新田11	97-3180

(2) 個人からの救援物資の受け入れについては、次の事項を情報部を通じて呼びかける。

- ① 救援物資の被災地への送付は、依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- ② 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記する。
- ③ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わないこと。

4 物資の給与又は貸与

(1) 物資の給与又は貸与に係る人員配置については、被害規模など状況に応じて、各集積場所に物資受け付け員、運搬員、仕分け員などを配置する。

(2) 物資の給与又は貸与については、行政協力員、自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に実施する。

(3) 物資の受け渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

第4節 入浴施設計画

[生活部、建設部]

風水害等災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生する恐れがある場合、入浴サービスの提供及び応急仮設風呂等の設置についての計画を以下に定める。

第1 実施体制

スポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設等に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事の委任を受けて実施する。

第2 実施の方法

1 入浴サービスの確保

(1) 市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。

なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、近隣市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

■市内主要なスポーツ・レクリエーション施設、宿泊等施設の現状

区分	施設名	住所	電話番号	収容人数等
スポーツ・レクリエーション施設	青山台ゴルフ倶楽部	和田字東勝山32-1	52-4980	240人
	篠山ゴルフ倶楽部	奥山字是次45-1	58-0341	330人
	ベルグリーンカントリークラブ	本明谷字奥山65-3	58-0580	350人
	鳳鳴カントリークラブ	立金字見江谷55-2	58-0316	350人
	広尾カントリークラブ	奥原山字広尾41	57-1101	200人
	にしきカントリークラブ	遠山119-1	92-0331	300人
	ジャパンビレッジカントリークラブ	今田町黒石200-1	97-3888	250人
宿泊施設	国民宿舎ささやま荘	河原町474-1	52-1127	115人
	県立憩の家新たんば荘	郡家字練兵ノ坪451	52-3111	80人
	ユニットピアささやま	矢代字再ノ木ノ坪231	52-5222	310人
	大谷にしき荘	遠山122-1	92-0045	30人

(2) 入浴施設までの交通手段は、原則として利用希望者が独自で確保することとするが、病弱者や高齢者、身体障害者など社会的弱者のうち交通手段の確保が困難な人については、災害対策本部と協議の上、マイクロバスの活用等による便宜を図る。

2 仮設風呂の設置

必要に応じて避難所となっている学校教育施設等の敷地内に仮設風呂を設置する。

(1) 仮設風呂施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設等）の建設は、事業所又は自衛隊等に要請する。

■事業所一覧

事業者名	所在地	電話番号
(株)大阪ガス本社	大阪府中央区平野町4丁目1-2	06-202-2221
(株)伊丹ニッケン近畿営業部	伊丹市森本3-22	0727-77-7730

(2) 水道、ガス、電気等ライフラインの復旧工事に併せ、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料の供給を災害対策本部及び供給施設管理者と協議し、確保する。

また、ライフラインの復旧工事までの間は、移動給水車及び燃料輸送可能車両等により供給を行う。

第5節 応急住宅対策

[建設部]

風水害等災害により住宅を失ったり、破損によって居住ができなくなった被災者に対して、居住の安定と生活再建の場を確保するため、応急仮設住宅の建設及び応急修理などについての計画を以下に定める。

第1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、知事が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長が同法に基づき知事の委任を受けて実施する。法が適用されない場合においては、災害の規模・範囲、被害の程度等により同法の定める基準に準じ、市長が実施する。

第2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

1 供与の対象

- (1) 住家が全焼・全壊又は流失した人等で寄寓先がない人
- (2) 居住する住家がない人
- (3) 次に掲げる人で、自らの資力では住宅を確保することができない人
 - ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない寡婦、母子世帯等
 - ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者等
 - ⑤ 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - ⑥ 前各号に準じる経済的弱者等

2 入居者の決定

本部長（市長）は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象者順位を決めて知事に調査書を提出する。

なお、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の災害弱者世帯を優先的に入居させる。

3 建設戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、全壊・全焼又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める時は、市町相互間において設置戸数を融通することができる。

4 建設規模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。

5 費用の範囲

- (1) 応急仮設住宅の建設費は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。
- (2) 建設費には、整地費、建築費、付帯工事費、労務費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費が含まれる。

6 建設及び供与期間

- (1) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに完成させる。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。
- (2) 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

7 建設場所

応急仮設住宅の建設は、原則として市有地とし、被災者が相当期間居住することを考慮し、教育、保健衛生、地域コミュニティ等の諸条件を考慮の上、被災地付近の適地を選定する。ただし、これにより確保が困難な場合は、適当な公有地、私有地とし、市長が選定する場所とする。

【資料21】 応急仮設住宅建設場所等基本的な考え方

8 応急仮設住宅の管理

- (1) 市長は、知事からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について、運営・管理を行う。
- (2) 市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに、とくに次の施策の積極的な活用を図る。
 - ① 公営住宅による住宅の設置又は優先入居
 - ② 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
 - ③ 社会福祉施設等への収容
- (3) 応急仮設住宅の供与が終了した場合は、知事が処分を行う。

9 書類の整備・保管

応急仮設住宅を建設し、被災者を入居させた場合には、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳【救助法様式8】
- ③ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支出証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合には、このほかに、工事材料受け払い簿、大工・作業要員等の出納簿、輸送簿等を整備する。

第3 災害救助法による住宅の応急修理

1 応急修理の対象

- (1) 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない人（世帯単位）
- (2) 自らの資力で応急修理ができない人

2 対象家屋の決定

本部長（市長）は民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を決める。

3 修理戸数

被災住宅の応急修理戸数は、半壊又は半焼した世帯数の3割以内とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める時は、市町相互間において対象数を融通することができる。

4 修理規模

被災住宅の応急修理は、現物給付をもって行うものとし、居室、炊事場及び便所など、日常生活に欠くことのできない部分について実施する。

5 費用の範囲

被災住宅の応急修理の費用限度額は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。なお、同一住宅に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす。

6 期間

被災住宅の応急修理の期間は、災害発生の日から1カ月以内とする。ただし、1カ月期間内に修理が完了できない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。

7 書類の整備・保管

住宅の応急修理を実施した時は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿【救助法様式16】
- ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理関係支出証拠書類

なお、直営工事による修理を実施した場合は、修理材料受け払い簿、大工・作業要員等出勤簿、材料輸送簿等を整備する。

第4 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資材の供給は、建設業者等から必要に応じて調達する。

第5 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、兵庫県や都市整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第6節 障害物の除去計画

[建設部]

大雨や集中豪雨による山崩れや河川の決壊等により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、日常生活に著しい困難が生じる場合、被災者の保護と生活の安定を図るため、障害物の除去についての計画を以下に定める。

第1 実施体制

- (1) 住宅関係障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去）は市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事の委任を受けて実施する。
- (2) 障害物の除去は市長が防災班建設部に指示して行い、状況により市内土木・建設業者の協力を得てすみやかに実施する。
- (3) 市のみに於いて除去及び処理が困難な場合は、近隣市町の応援を得るほか、県を通じて広域的な支援を要請する。

第2 災害救助法による実施基準

1 対象

- (1) 障害物の除去の対象は、次の住家とする。
 - ① 住家が半壊又は床上浸水した住家
 - ② 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある人の住家
 - ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない人の住家
- (2) 対象となる住家の選定は、市長が民生委員、その他関係者の意見を聞き、決定する。
- (3) 条件
障害物の除去は次の条件により行う。
 - ① 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けたものに限る。
 - ② 除去の対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限る。
 - ③ 障害物の除去は現状回復ではなく、応急的な除去に限る。

2 対象数

除去対象世帯数は、半壊又は床上浸水した世帯の15%以内とする。

3 費用の範囲

障害物の除去のための支出費用及びその限度額は、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。

4 期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない場合は、事前に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で必要最小限度の期間を延長することができる。

5 書類の整備・保管

障害物の除去を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 障害物除去の状況【救助法様式21】
- ③ 障害物除去支出関係証拠書類

第3 除去した障害物の集積場所

- (1) 障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地その他適当な場所とする。なお、保管にあたっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないように注意する。
- (2) 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

第7節 ライフライン施設応急対策

風水害等災害時において、住民生活を維持するために必要不可欠なライフライン施設について、応急復旧計画を以下に定める。

[企業部]

第1 上水道等施設

1 実施体制

上水道施設の応急復旧は公営企業管理者が行い、企業部水道班（水道課）が担当する。

2 上水道等施設災害対策会議の開催

被害状況調査の報告及び情報収集結果に基づき応急対策等について協議するため、上水道等施設災害対策会議を開催する。

3 情報の収集

企業部水道班（水道課）は、断水地域及び戸数、道路被害情報、交通情報、電気・通信障害に関する情報、並びに関連業者の被害状況等の情報収集を、関連各課の協力を得て行う。

4 被害状況調査の実施

被害状況調査については、企業部水道班（水道課）の体制を①送配水管路関係調査（給水施設を含む。）、②浄水施設、加圧施設、配水池及び取水施設等の施設関係調査に分けて行う。

5 上水道施設の応急復旧対策

上水道施設の応急復旧工事は、企業部水道班（水道課）が篠山市管工事業協同組合の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

(1) 初期の段階（被災後5日以内）

篠山市管工事業協同組合に応援を求め対応する。

(2) 第2段階（被災後6日以降）

市内の技術職員及び各近隣市町に工事支援を要請し対応する。

6 応急復旧工事の順序

(1) 管路関係

■ 管路関係

初期段階	① 仕切弁を止める ② 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む） ③ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む） ④ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む）
第2段階	① 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等に対応 ② 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ③ 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 ④ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する（修理箇所の調査は配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する）。
第3段階	① 各家庭に1栓コン柱を設置する。 ② 順次、宅地内漏水の修理を行う。

(2) 浄水等関係 [初期段階]

① 取水施設 - ポンプ等の点検及び応急修理

■ 取水施設

区分	施設名	取水能力 (m ³ /日)
上水道 (篠山) 上水道 (丹南)		7, 000 6, 360
	城 東 簡 易 水 道	1, 273
簡 易 水 道	多 紀 (西・東部) 簡 易 水 道	1, 067
	後 川 簡 易 水 道	165
	西 紀 中 簡 易 水 道	1, 350
	西 紀 北 簡 易 水 道	360
	大 山 簡 易 水 道	620
	今 田 簡 易 水 道	1, 856

② 浄水施設 浄水機器及び送水ポンプの点検及び応急修理

■ 浄水施設

区分	施設名	配水能力 (m ³ /日)
上水道	{ 篠山 }	6, 700
	{ 丹南 }	6, 000
簡 易 水 道	城 東 簡 易 水 道	680
	多 紀 (西・東部) 簡 易 水 道	1, 005
	後 川 簡 易 水 道	150
	西 紀 中 簡 易 水 道	385
	西 紀 北 簡 易 水 道	110
	大 山 簡 易 水 道	510
	今 田 簡 易 水 道	1, 856

③ 配水施設 — 配水池の亀裂、漏水状況、電気計装設備等の点検及び応急修理

■配水池一覧（26カ所）

配水池名	容量 (m ³)	配水池名	容量 (m ³)	配水池名	容量 (m ³)
権現山配水池	1,920	後川配水池	117	大芋配水池	178
八上配水池	200	福住配水池	214	剛山配水池	315
村雲配水池	192	栗柄配水池	137	中央第1配水池	690
中央第2配水池	500	北部第1配水池	123	北部第2配水池	100
西城山第1配水池	138	西城山第2配水池	1,050	古市配水池	178
真南条配水池	108	住吉台配水池	1,000	住山配水池	60
味間奥調整池	108	小枕調整池	137	北野配水池	178
金山配水池	48	黒石高区配水池	370	黒石配水池	283
低区配水池	170	低区配水池	482		

④ 加圧施設 — 加圧ポンプ、電気計装設備等の点検及び応急修理

■加圧装置、加圧ポンプ場一覧（21カ所）

新荘加圧所	奥守加圧所	原加圧所	藤岡加圧所
曾地加圧所	後川奥加圧所	奥畑加圧所	佐貫谷加圧所
藤坂1,2加圧所	市野々加圧所	奥山加圧所	中原山加圧所
栗柄加圧所	川阪加圧所	桑原加圧所	南矢代加圧所
住山加圧所	味間奥加圧所	追入加圧所	今田北撰加圧所
みどり台加圧所			

(3) 浄水等関係 [第2段階]

上記各施設の破損箇所について、緊急度の高い箇所より順次修復作業を行う。

7 応急復旧用資機材の調達について

管路関係は、日常修繕工事に要するエースジョイント、各種ドレッサージョイント等の備蓄資材を利用する。

その他資材については、市内各資材業者及び鑄鉄管・ビニール管等の製造業者に調達を依頼する。

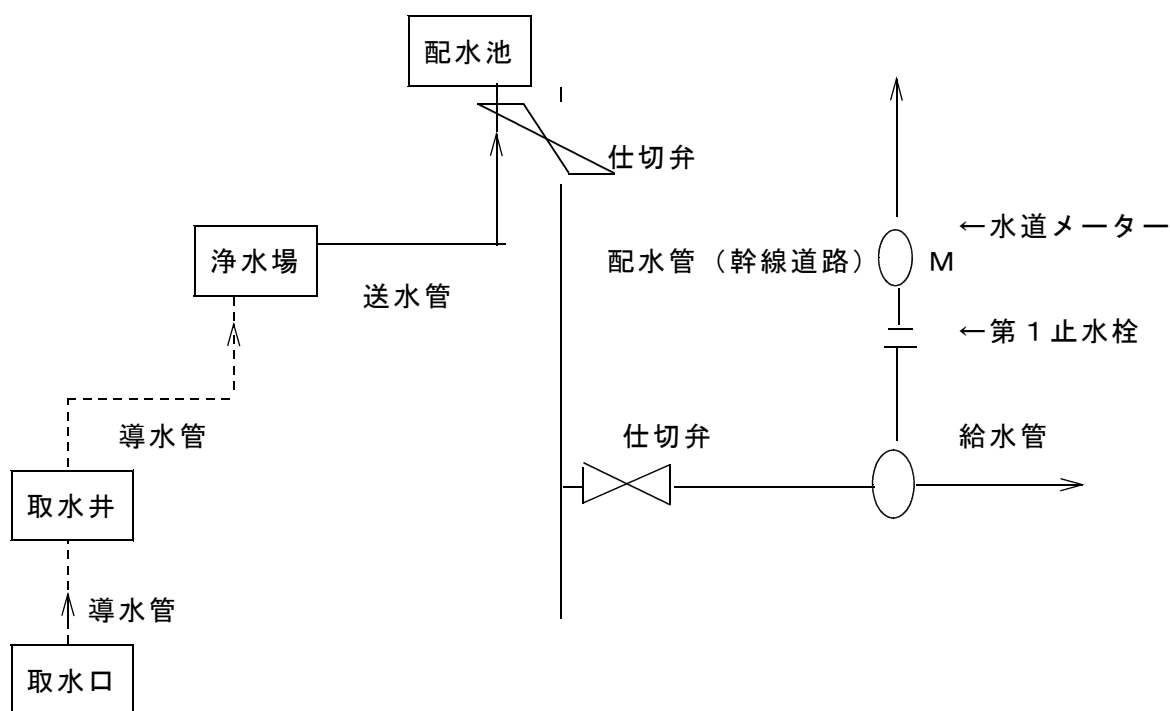
■上水道施設応急復旧用資機材調達先一覧

業者名	所在地	電話番号
(株)大森管材	篠山市小枕471	94-1105
(株)関西水栓（三田営業所）	神戸市北区長尾町宅原732	078-986-2747
丘建材設備機器(株)	三田市東本庄3483	68-1303

8 配管網図の整備・保管

上水道管路の総合的な管理体制として、上水道管路情報システム（マッピングシステム）の早期整備を図ることとするが、完了までの暫定措置として被災箇所付近の配水管網図の検索体制を整えるとともに、各浄水場に配水管網図を配置し、工事支援者への迅速な配布に努めるなど応急復旧工事に備える。

■災害復旧フロー



第2 下水道・農業集落排水施設

[建設部]

1 動員体制

(1) 初動体制

風水害等の災害発生後、被害状況の収集及び迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、要員の確保を行うとともに、応急対策の実施にあたる。

(2) 勤務時間外動員体制

日宿直よりの連絡又は、非常通報システムの作動により通報を受けた時、又は災害の発生を知った職員は、あらかじめ定められた場所（市役所等）に参集し、災害対策本部が設置されるまでの間、被害状況の収集及び応急対策等の対応を行う。また、動員の要請を受けた職員は、出勤途上における被害状況に留意し報告を行う。

2 情報収集・伝達活動

(1) 情報収集

応急復旧工事を迅速に進めるため、管路、ポンプ設備、処理場等のシステム全体についてすみやかに被害状況を把握する。

- ① 管渠施設の被害状況
- ② 排水設備の被害状況
- ③ 道路冠水状況及び交通情報
- ④ 処理場施設の被害状況

(2) 情報の伝達活動

収集した情報及び被害状況等を対策本部に報告する。また、関係職員に的確に伝達し、早期の復旧を図るとともに二次災害の防止を図る。

3 応急対応

(1) 復旧の基本方針

下水道・農業集落排水施設は、上水道・簡易水道とともに住民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが、工法・要員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定し実施する。

(2) 下水道の応急復旧方法

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を行う。

② マンホール等からの溢水

ア 複数（交差）配管している場合の他の下水道管、又はループ配管等を利用して緊急排水する。

イ 可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠へ緊急排水する。

ウ 土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる

排水等の措置を講じる。

④ 処理場施設の復旧

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水の措置を講じる。

イ 池及びタンクからの溢水や漏水

土のう等によって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防ぐ。

ウ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

災害発生後すみやかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した時はすみやかに応急措置を講じる。

⑤ 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、早急に修理対応可能な業者等の紹介をするなど、住民対応に配慮する。

(3) 農業集落排水の応急復旧方法

① 処理場及びポンプ施設の復旧

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するように復旧を行う。

② 管渠施設の復旧

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、現場作業を行う。

③ 排水設備の復旧

住民に対する相談窓口を設置し、修理の施工業者等を紹介するなど、住民対応に配慮する。

(4) 施設の点検

主要幹線管渠、処理場など重要性が高いところから優先的に点検を行い、建設部生活排水班で対応できない場合は、他市町及び施工業者等の支援を要請する。

(5) 災害復旧資機材の整備・調達

復旧工事に要する資機材等は、現在環境整備課で保有している資機材等を活用するほか、市内の工事業者及び他市町関連業者等から調達する。

4 経費負担

災害復旧に要する資機材等すべての経費は、市負担とする。

ただし、排水設備の修理費は、個人負担とする。

5 関係機関への応援要請

市長は、災害発生時において、本市の能力では万全な応急対応が不可能と判断される時は各応援協定等に基づいて他市町、関係機関、篠山市排水設備工事業者等への応援要請を行い、資機材・要員等の復旧に際しての協力を求める。

6 広報活動

住民の不安の解消を図るとともに復旧作業への理解と協力を求めるため、渉外広報班（企画課）と連携を密にし、広報車等による巡回広報や防災無線等の活用による広報を行う。

また、情報機関等に対する情報提供については、渉外広報班（企画課）において集約し、災害対策本部を通じ適宜情報を提供する。

第3 電力施設

[関西電力㈱]

1 災害発生直後の対応

(1) 応急対策要員の確保

- ① 協力会社等も含め、応急対策に従事可能な要員をあらかじめ調査・把握する。
- ② 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。
なお、災害予想時についても待機及び非常呼び出し体制を確立する。
また、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領について、あらかじめ定めておく。
- ③ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

2 非常災害時の体制

- (1) 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により非常災害に係る復旧対策を推進するため、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。
なお、非常災害が発生する恐れがある場合にも、予防対策を実施するため対策組織を設置する。

■事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	電 話 番 号
篠山営業所	篠山市東岡屋武士目島373	52-1105
三田営業所	三田市福島字宮野前501-26	63-3107
柏原営業所	氷上郡柏原町柏原2844-1	0795-72-0554
尼崎電力所	尼崎市東難波町2-10-23	06-6481-1588
神戸支店	神戸市中央区加納町6-21	078-391-7211

(2) 被害状況の把握

① 各電力施設の被害状況の把握と対策については、次のとおりこれにあたる。

ア 送電線（22kv～500kv）	尼崎電力所
イ 変電所	尼崎電力所
ウ 地中送電線	尼崎電力所
エ 地中配電線	三田営業所
オ 架空配電線（引込線含）	三田営業所
カ 需要家屋内電気設備	自家用電気工作物を除く

一般需要家の屋内電気設備の保安管理は、篠山営業所にて指導する。

② 電力施設のみならず、道路の被害状況の被害全般にわたる被害状況を把握する。

(3) 応急復旧用資機材の整備・確保

① 保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

② 応急復旧資機材を緊急に手配する。

③ 道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法・ルート等を検討し、輸送手段を確保する。

④ 緊急用資材の現地調整及び使用に関して、県又は市との連携を確保する。

⑤ 災害時において、復旧用資機材として用地確保の必要があり、かつ、自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合は、他人の土地を借用する等の措置を講じる。

3 復旧作業過程

(1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

① 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として避難所、医療機関、官公署等の公共機関、報道機関等を優先する。

② 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況及び各設備復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(2) 復旧作業見通し等の伝達及び広報

① 電力施設の被害状況（被害設備・停電地域等）、供給状況、復旧作業の見通し等について、関係機関並びに報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

② 復旧見通しや火災等の公衆災害、及び二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報宣伝活動を行う。

4 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、被害により感電等の二次災害の恐れがある場合で関西電力が必要と認めた場合、又は県、市、警察署、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

第4 市営ガス施設

[企業部]

1 実施担当機関

■実施機関の連絡先

実施機関	所在地	電話番号
篠山市ガス課	北新町4-1	52-1111

2 出動体制

(1) 下記の状態になった場合は、ガス課職員は日宿直者の連絡により出動する。

- ① 製造供給設備に被害が生じ、ガス供給の継続が困難となった時
- ② 供給区域内のガス漏洩が多く、マイコンメーターの作動件数が多数になった時

(2) 出動先

あらかじめ指示された場所とする。

■出動先

篠山市庁舎・篠山市ガス製造所・(西新町浄水場)

(3) 出動途上において、可能な限り下記のような被害状況の収集を行う。

- ① ガス供給施設の被害状況
- ② 建物の倒壊、火災の発生状況
- ③ 橋梁の流失等
- ④ 道路の冠水

(4) 出動途上において、二次災害の恐れのあるガス供給施設の支障を発見した場合は、ガス製造所に連絡するとともに、災害警戒(対策)本部に通報し、住民の避難、警察・消防等への対応を依頼する。

3 緊急措置

(1) 被害状況及び情報の把握

- ① ガス製造供給設備の被害状況
- ② 京口橋架橋の被害の有無
- ③ 市内の導管網の被害状況の推定
- ④ 篠山警察署に家屋の損壊状況等の問い合わせ
- ⑤ 消防署に火災状況の問い合わせ
- ⑥ 柏原土木篠山出張所道路維持管理課へ道路の被害状況の問い合わせ

以上の状況・情報及び災害対策本部の情報を併せて緊急措置をとるものとし、ガス送出に異常がないかを確認し、送出量が異常に増加の場合は、災害対策本部に対し供給停止の判断を仰ぐ。

(2) 緊急巡回点検

要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要ガス工作物及び供給区域の被害状況を把握する。

- ① 原則として、2人1組で巡回する。
- ② 主として中間圧ラインを優先して巡回する。
- ③ 主として目視により点検するが、がけ崩れ等の箇所では、ガス漏洩検知器等によりガス漏洩の有無を確認する。
- ④ 現地からの報告及び本部よりの指示は、無線により行う。
- ⑤ 緊急措置を必要とするガス工作物の重大な被害を発見した場合には、直ちに災害対策本部に連絡するとともに、二次災害発生の恐れがある漏洩等があれば、周囲への立ち入りを禁止する措置を講じる。
- ⑥ 巡回中、ガス漏れ通報依頼及び取り扱いについての広報活動を行う。

■ 広報文例 1 (災害直後の巡回点検時)

篠山市ガス課です。
 只今の災害により、ガスが漏れて臭いがしていませんか。
 もう一度確認して下さい。
 お気付きの時は、ガス課へすぐにご連絡下さい。

(3) 供給停止

以下の場合には、ガスの供給を停止する。

- ① 製造供給設備、ガスホルダー等の被害により、ガスの送出が困難となった時
- ② 京口橋架管が破損し、以東を遮断することによっても供給継続が困難と判断した時
- ③ ガス漏れの箇所及び通報が極めて多く、対応不可能となった時
- ④ 火災による被害が広域に発生している時
- ⑤ 供給継続により二次災害が拡大すると判断された時

(4) 供給停止時の処置

供給停止を決定した場合は、以下の処置を行う。

- ① 災害対策本部と協議の上、供給停止する旨を、近畿通商産業局、日本ガス協会近畿部会、篠山警察署、消防署に連絡する。
- ② 製造設備の運転を停止し、中間圧管、低圧管の出口管バルブを閉止する。
- ③ 供給地域の需要家に対して、供給停止及びガス栓閉止依頼の広報活動を行う。

■ 広報文例 2 (供給停止時)

篠山市ガス課です。
 この度の災害により〇時〇分、安全確保のため都市ガスの供給を停止しました。
 安全のため、ガス栓をすべて閉めて下さい。ガス課から連絡があるまでは、絶対にガスを使わないで下さい。
 ご不便をおかけしますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。
 なお、復旧予定等については、改めてご連絡いたします。

- ④ ガス工作物の被害状況を再調査する。

- ⑤ 復旧計画を策定する。
 - ⑥ 日本ガス協会近畿部会へ「地震・洪水等非常事態における救護措置要項」に基づき、所要の情報を連絡する。
- (5) 供給継続
- ガス漏れによる二次災害の発生を防止するため、以下の処置をとる。
- ① 需要家等からのガス漏洩通報に対しては「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」により迅速かつ適切に対応する。
 - ② 供給区域内住民に対して、ガスの安全使用についての注意とガス漏れ発生時の通報依頼のための広報活動を行う。

■ 広報文例 3（供給継続時）

篠山市ガス課です。

この度の災害により、ガスが漏れて臭いがしていませんか。

もう一度確認して下さい。

万一、ガスが漏れている恐れがありましたら、火の使用はすぐにやめて下さい。

また、電気のスイッチには手を触れないで下さい。

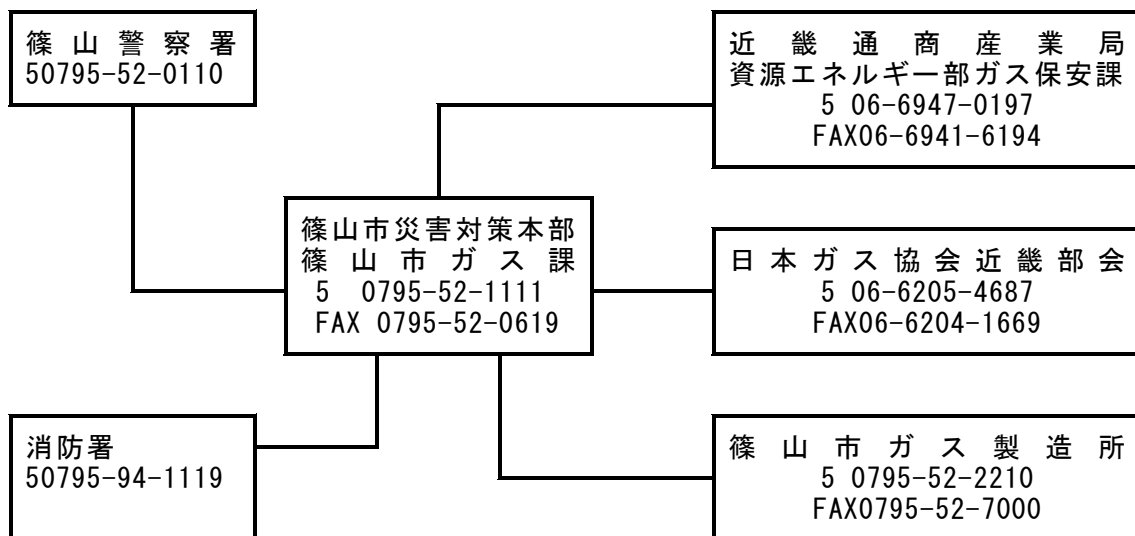
ガス風呂釜や、ガス湯沸器の給排気のはずれなど、ガス機器に異常がある場合はガスのご使用をおやめ下さい。

お気づきの時は、すぐにガス課へご連絡ください。

4 情報連絡

災害発生による被害状況、供給停止等の緊急措置、応急復旧及び救援要請等に係る情報連絡先は次のとおりである。

■ 情報連絡体制



第5 公衆電気通信設備

[西日本電信電話(株)]

1 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

2 実施機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害対策本部及び情報連絡室を設置し、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

実施機関	所在地	電話番号
西日本電信電話(株)神戸支店	神戸市兵庫区下沢通3-4-18	078-531-4030
西日本電信電話(株)阪神支店	西宮市産所町10番2号	0798-32-9360

3 応急復旧

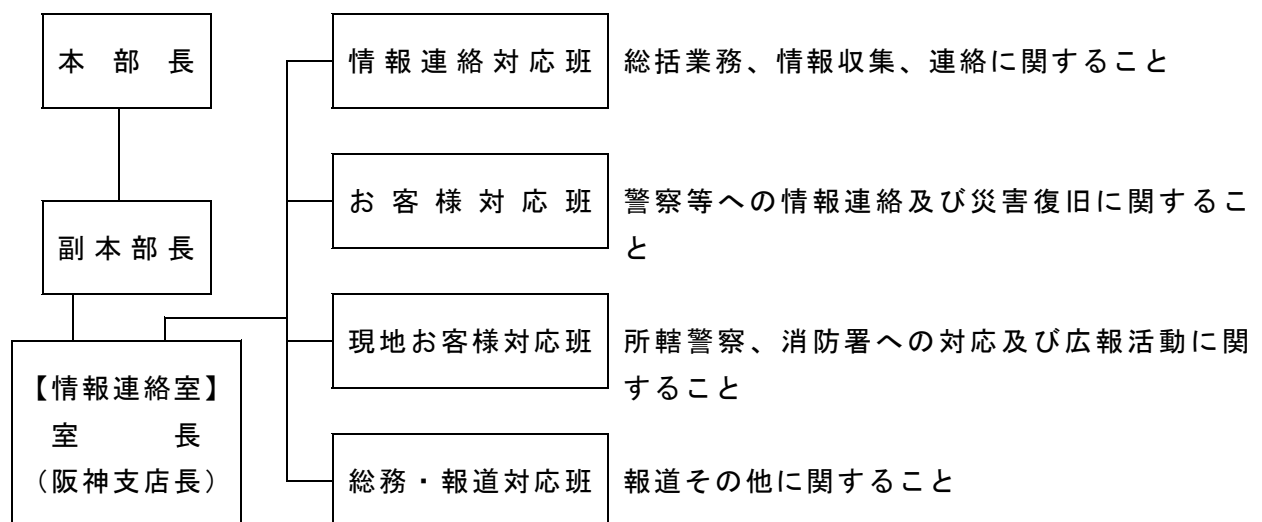
(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

4 災害対策本部の組織及び所掌事項



5 電気通信設備等に対する防災計画

(1) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する交換装置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑥ 停電時における公衆電話の無料化

(2) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ③ 臨時の営業窓口を開設する。
- ④ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。
- ⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- ⑥ NTT西日本神戸支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

(3) 「災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。

① 提供の開始

- ア 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合開始する。
- イ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。

② 伝言の条件等

- ア 伝言時間… 1 伝言あたり30秒間録音
- イ 伝言保存期間… 2 日間
- ウ 伝言蓄積数… 1 電話番号あたりの伝言数は1～10伝言で、提供時知らせる。

③ 伝言通知容量… 約800万伝言

④ 提供時の通知方法

- ア テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。
- イ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。
- ウ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- エ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

⑤ 提供開始日… 平成10年3月31日

6 復旧の順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

■電気通信サービス復旧順位

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

■新聞社等の基準

1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ① 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること ② 発行部数が①の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた人
3 通信社	新聞社又は放送事業者ニュース〔一覧の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュースあるいは情報（広告を除く）をいう〕を供給することを主目的とする新聞社

第8節 教育対策

[教育委員会]

風水害等災害により教育施設が被災し、又は園児・児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合、園児・児童・生徒の生命及び身体の安全、並びに応急的な教育活動の確保を図るための計画について、以下に定める。

第1 実施体制

1 実施責任者

- (1) 教育施設の応急復旧及び被災した園児・児童・生徒に対する学用品の給与等の災害応急対策は市長が行い、市立幼稚園・学校における応急教育は教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校における応急復旧及び応急教育は設置者が実施する。

2 被害状況の報告

応急対策等の方針を決定するため、学校（園）長及びその他の教育施設等の長は、次に掲げる事項について遅滞なく「篠山市災害対策本部教育総務班」に報告する。

報告を受けた教育施設部は、災害対策本部長に報告するとともに、丹有教育事務所に報告する。

- ① 学校その他教育関係施設の被害状況
- ② 教員・職員の被災状況
- ③ 園児・児童・生徒の被災状況及び概要
- ④ 応急措置を必要と認める事項

3 教育委員会災害対策会議の開催

被害状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議するため、必要に応じ教育委員会災害対策会議を開催する。

第2 教育施設の応急復旧

1 学校（園）施設の応急復旧

- (1) 応急復旧の実施は、災害対策本部長の指示により教育総務班が、建設部建設班と協力して行う。
- (2) 校（園）舎は直ちに授業が行えるように応急復旧を行う。
- (3) 避難者の収容、救護所の設置等で、体育館、その他の学校（園）施設を使用する場合は、施設の被害状況等二次災害に配慮の上、関係機関と協議し使用させる。
- (4) 運動場の復旧は、危険のない程度に応急修理し、校（園）舎の復旧完了を待って復旧する。
- (5) 備品関係の応急復旧

破損又は冠水等によって使用不能となった園児・児童・生徒用机及び椅子の補充は、被災していない市内の近隣園、小・中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

(6) 学校施設の緊急使用

災害応急対策において避難者の収容又は災害対策関係施設の設置等で講堂又は体育館等を使用する場合は、施設の被害程度を考え、災害対策本部及び関係機関とよく協議の上措置する。

2 その他の教育施設

その他の施設についても関係機関と協議の上、すみやかに復旧を図るが、住民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は、使用を一時禁止する。

第3 応急教育対策

1 休園・休校等措置

(1) 登園・登校前の措置

園児・児童・生徒の通学の安全を期すために、登（園）校前に休（園）校の措置を決定した時は、直ちにその旨を広報その他の確実な方法で園児・児童・生徒に周知する。

(2) 授業開始後の措置

- ① 学校（園）長等は、予警報に留意し的確な指示を行う。
- ② 災害が発生し又はその恐れがある時、園児・児童・生徒等については、学校（園）長の判断により教職員の指導のもと、全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、障害児や留守家族及び道路事情の悪化、交通機関の運行停止等、帰宅ができない園児・児童・生徒等については状況を判断の上、学校等が保護する。
- ③ 非常時における園児・児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめ保護者と協議し明確にしておく。
- ④ 学校（園）長は、災害の発生、又は予警報に基づき退避・誘導、及び下校の指示及び指導等を行った場合は、すみやかにその状況を教育委員会へ報告する。
- ⑤ 災害が発生し又は発生が予想される場合、各学校（園）長は災害対策本部又は教育委員会と協議し、必要に応じて、休校（園）措置をとる。

2 教育施設の確保

授業を実施するにあたり、校（園）舎等の教育施設の確保は、被害の程度によりおおむね次の方法による。

(1) 園舎及び校舎の一部が利用できない場合

特別教室、体育館等を利用するが、なお不足する時は複式授業、二部授業等の方法をとる。

(2) 被災校（園）で、全部又は大部分が使用不能の場合は、仮校舎を建設する等の方法を講じる。

3 教職員の確保

風水害等により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、兵庫県教育委員会と協議の上、次の方法により教職員を確保する。

(1) 教育施設部は、各学校（園）の教職員不足数の状況により一時的な教職員組織の編成を

検討し、出務等を指示する。

- (2) 教員免許状所有者で現職にない人の一覧表を教育施設部に備え、状況によって随時派遣を依頼する。

4 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度並びに交通機関、道路などの復旧状態等を勘案の上、次の方法により行う。ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校（園）とする。

- ① 自宅学習
- ② 短縮授業
- ③ 二部授業
- ④ 分散授業
- ⑤ 複式授業
- ⑥ 上記の併用授業

第4 災害に伴う学用品等の給与

1 教科書及び学用品の給与

- (1) 教育委員会は学校長の報告に基づき、災害により補給を要する教材・学用品の実数及び補給の状況を逐次、丹有教育事務所を通じ県に報告する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、同法に基づき学用品の給与が行われるが、同法が適用されない場合には、災害の規模及び災害の程度により同法に準じ、教育委員会が実施する。
- (3) 必要に応じ市内あるいは隣接市町の学校に対して、使用済の教科書等の供与についても依頼する。

2 災害救助法による実施基準

(1) 対象

学用品の給与は、住家の全壊（全焼）、半壊（半焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

(2) 給与品目

- ① 教科書 — 教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書
- ② 教材 — 教科書以外の教材で教育委員会の届出又は承認を受けて使用しているもの
- ③ 文房具 — ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷、定規等
- ④ 通学用品 — 運動靴、かさ、かばん、風呂敷等
- ⑤ その他の品目についても、被災状況・程度等実状に応じ適宜調達支給する。

(3) 費用の範囲

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品については、「【資料3】災害救助法による救助の基準」による。

(4) 期間

- ① 教科書及び教材の給与は、災害発生の日から1カ月以内とする。

- ② 文房具及び通学用品の給与は、災害発生の日から15日以内とする。
 - ③ 災害救助法が適用され、この期間内に実施困難な場合は、この期間に知事へ申請し、厚生大臣の承認を得た上で期間を延長することができる。
- (5) 給与の方法
- 教科書等の給与については、丹有教育事務所を通じ県と連絡をとり、教科書、教材、学用品等の確保、並びに給与について適切な措置を講じる。
- (6) 書類の整備・保管
- 学用品を給与した時は、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。
- ① 救助実施記録日計票
 - ② 学用品の給与状況【救助法様式18】
 - ③ 学用品購入関係支出証拠書類
 - ④ 備蓄物資払い出し証拠書類

第5 学校給食対策

風水害等災害により、学校給食施設の一部又は全部が被害を受け、給食の実施が困難となった場合、又は被災者に対する炊き出し等の実施に伴い施設の能力が不足する場合、又は災害により給食用物資の調達に困難をきたす場合、学校給食についての対策は次により実施する。

- (1) 風水害等の災害の発生によって学校給食の運営がきわめて困難となった場合、又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等には、すみやかに被害状況を把握し、丹有教育事務所に報告する。
- ① 給食施設の被害状況
 - ② 調理関係職員の被災状況
 - ③ 給食物資等の被害状況
- (2) 被災者に対する炊き出し等の実施に伴い、施設の能力が不足する場合には、災害の状況に応じて、サイクル数を増やし応急給食を実施し、災害対策本部に要員の要請を行う。
- (3) 応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないように十分配慮する。
- (4) 風水害等の災害の発生により、施設が被害を受け学校給食の運営が困難となった場合は、すみやかに応急復旧を図るとともに、短縮授業等の措置を講じる。
- なお、次の場合には、児童・生徒に対する給食を一時中止する。
- ① 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
 - ② 感染症その他危険の発生が予想される場合
 - ③ 給食用物資の入手が困難な場合

第6 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な処置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃・消毒
- (2) 飲料水の検査
- (3) 感染症の予防接種や健康診断
- (4) 不安やストレスを取り除くための相談やカウンセリングなどの心のケア

第9節 災害弱者対策

[生活部、健康福祉部]

災害時には、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦や外国人等、何らかのハンディキャップを有する人々は、迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、とくに危険にさらされやすい。また、災害後においても緊急な援助が必要とされる。これらの災害に弱い立場にある人々が、すみやかに生活基盤の立て直しができるように、安否確認や支援についての計画を以下に定める。

第1 実施体制

災害弱者の被災状況、生活援護及び相談については、生活部救助班が民生・児童委員、社会福祉協議会と協力して、把握・実施するとともに、必要な援護措置をとる。

ただし、保健福祉部、民生・児童委員、社会福祉協議会に限ることなく、災害対策本部員、防災関係機関、地域住民は、相互扶助の精神に基づき、必要な措置を講じる。

第2 共通事項

- (1) 民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等による支援及び相談
- (2) 精神的ダメージを負った被災者への相談業務（カウンセラー及び保健婦等の確保）
- (3) 巡回医療等の実施
- (4) 仮設住宅や公営住宅への優先入居
- (5) 必要物資の確保及び供給
- (6) 避難所（収容）における介護スペースの確保
- (7) 冷暖房等の配慮
- (8) 社会福祉施設の早期復旧と平常業務の早期再開

第3 高齢者

- (1) 避難時における近隣住民の介護・支援体制づくり
- (2) 寝たきり高齢者等の社会福祉施設への一時的入所措置
- (3) 高齢者への食事の配慮
- (4) ホームヘルパーや保健婦による公的支援及び相談業務

第4 障害者

- (1) 障害者への近隣住民の介助・支援体制づくり
- (2) 社会福祉施設への一時的入所措置
- (3) 被災直後の火気点検等の安全対策の指導
- (4) 公的サービスによる支援及び相談業務

第5 乳幼児

- (1) 乳幼児への食事の配慮
- (2) 紙おむつ、スプーン、哺乳ビン等の確保

- (3) 衣類等の確保

第6 その他の災害弱者

- (1) 生活困窮者の相談業務
- (2) 外国人の相談業務
- (3) 市外者（旅行者、通過者等）の相談業務

第6章 交通・輸送対策の実施

第1節 交通規制

[政策部、生活部、建設部、関係機関]

風水害等災害時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び応急対策実施に必要な人員・資材の輸送等をすみやかに実施するため、安全かつ円滑な交通の確保を行うための計画について以下に定める。

第1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 建設部及び情報部は、災害発生時又は発生が予測される場合は、パトロールを強化し、被災箇所を早期に把握するとともに、関係各機関等から通行の禁止又は規制に関する情報を収集する。
- (2) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、迂回路となるべき道路等を調査し、あらかじめ把握しておく。

「第2部第1章第3節 交通関係施設整備」参照

第2 道路交通の確保

(1) 通行止め

道路が損壊・凹損その他の事由により、交通が危険であると認められる場合には、道路管理者は関係機関と十分な連携を図り、道路の区間を定めて通行止めを行う。その際には迂回路の確保を行い、また交通整理員、立て看板、バリケード、ロープなどにより通行する人の安全を確保する。

(2) 主要交通路線の確保

広域にわたり道路に被害を受け道路網が寸断された時、又は災害を受ける恐れのある時は、主要交通路線（1級市道、2級市道、その他重要路線）についてパトロールを強化するとともに応急復旧工事を実施し、災害救助等に係る車両輸送路線を確保する。

【資料10】主要道路現況図

第3 交通規制

1 実施責任者

交通規制の実施にあたっては、兵庫県地域防災計画の定めるところによるが、市内の輸送経路を確実に確保するため、関係法令に基づき指定緊急輸送車両以外の車両等の通行を禁止又は制限する。

■ 交通規制実施区分

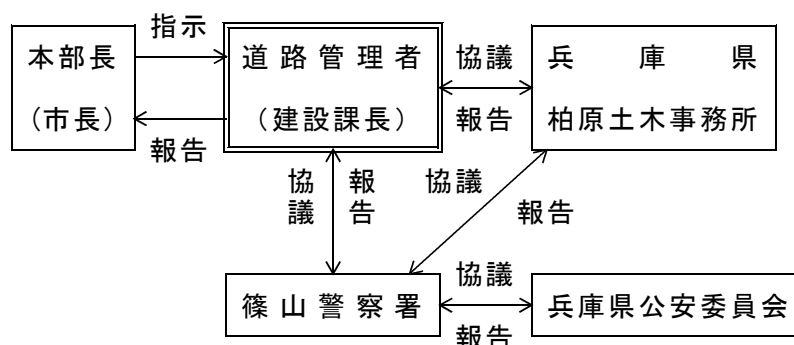
実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者 〔建設大臣〕 〔知事〕 〔市長〕	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2 災害応急対策に従事する人又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認める時	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める時	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路法に基づく交通規制

(1) 市の管理道路

土砂災害等により道路に災害が発生した時、もしくは災害発生の恐れがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合、本部長（市長）は通行の禁止又は制限の決定をし、柏原土木事務所、篠山警察署及び県公安委員会に報告する。

■ 関係機関との連絡



(2) 県の管理道路

県が管理する道路（県管理の一般国道を含む）は、「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要綱」に基づき、関係機関相互の協議・報告により交通規制を実施する。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

災害発生後は、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態をすみやかに把握し、「災害対策基本法第76条第1項」の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

4 道路交通法に基づく交通規制

災害発生後一週間目以降は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、水道等のライフラインの復旧活動が本格化し、これらに並行して道路の補強も進み、復興物資等の輸送が活発化する。そのため、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした「災害対策基本法」に基づく交通規制から、「道路交通法」に基づく交通規制に切り替える。

5 緊急交通車両等の事前届出、確認手続き等

県公安委員会は、県との連携を図りつつ災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

市は、あらかじめ配車が定められた市保有車両のうち、緊急性の高い用途に供する車両について、総務課が事前に警察署へ届け出る。

(1) 事前届出の対象とする車両

- ① 災害時において、地域防災計画等に基づき、「災害対策基本法第50条第1項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること

(2) 事前届出に関する手続き

① 事前届出の申請

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する人（代行者を含む）

イ 申請先

篠山警察署を經由して、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する兵庫県公安委員会に申請する。

ウ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両事前届出書2通（様式第13号）

【様式第13号】緊急通行車両事前届出書（表）

② 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証（様式第13号）を申請者に交付する。

【様式第13号】緊急通行車両事前届出済書（裏）

6 交通規制に関する広報

道路管理者及び交通管理者は、関係機関相互の連絡・調整を図った上で、交通規制の内容をドライバー等に対して、テレビ、ラジオ、立看板、横断幕、情報板、警察官、車両その他あらゆる広報媒体の活用を行い、機動的に情報提供を図る。

第2節 輸送対策

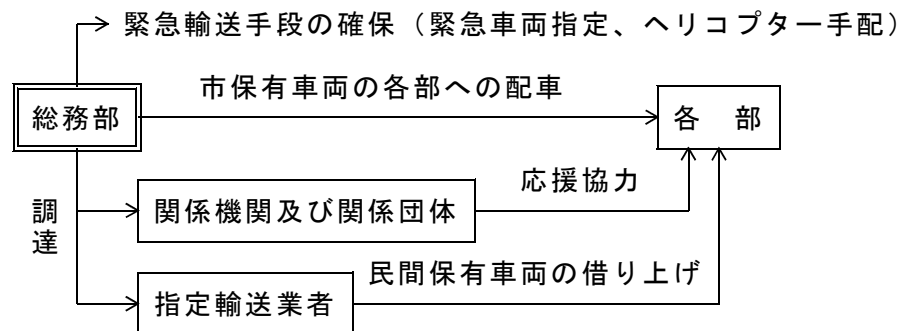
[総務部、生活部、建設部]

風水害等災害時において、救助活動に必要な人員、水・食糧等の生活物資及び復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、迅速かつ円滑な輸送手段や方法等の確保についての計画を以下に定める。

第1 実施体制

輸送体制の確保は、総務部財政班（財政課）を中心に実施する。

■実施体制



第2 災害救助法による実施基準

1 対象

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については、市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため極力控える。

(1) 被災者の避難

市長、警察官等の避難指示に基づき、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導させるための要員、資機材等の輸送）

(2) 医療及び助産

重傷患者で救護所において処置できない人や妊産婦の移送、及び救護所等への患者輸送あるいは救護関係者の輸送等

(3) 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資機材等の輸送

(4) 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な資機材等の輸送

(5) 救済用物資

被災地に給（貸）与する被服・寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、薪炭、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

(6) 遺体の捜索

遺体の捜索のため必要な人員及び資機材等の輸送

(7) 遺体の処理

遺体の処理及び検案のための救護所員等人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の移動に伴う遺体の輸送並びに遺体を移送するための要員の輸送

2 費用の範囲

応急救助のために支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間以内とする。ただし、それぞれの種目毎の救助の期間が延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長することができる。

4 輸送の特例

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めた時は、知事にその旨を申請する。

5 書類の整備・記録

輸送を実施した場合には、次の書類、帳簿等を整備し、保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受け払い状況（燃料及び消耗品受け払い簿）【救助法様式6】
- ③ 輸送記録簿【救助法様式22】
- ④ 輸送費関係支出証拠書類

第3 車両による輸送

1 車両の調達及び運用

輸送に用いる車両は、各部が管理する公用車及び借上車を配車する。この場合、各部の配車車両の調整については、「篠山市公用車管理規則」にかかわらず、総務部財政班が行う。

- (1) 各部は管理車両以外の車両を必要とする場合、総務部に配車の要請を行う。
- (2) 総務部は、各部の協力を得て輸送計画を樹立し、各部の活動に支障をきたさぬように配慮する。
- (3) 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、すべて指示された場所に待機する。
- (4) 輸送に従事する車両は配車指令により行動し、作業が完了し帰庁した時は、直ちに総務部へ報告する。
- (5) 出動した車両は、人命に関わる等やむを得ない場合を除き、命令以外の作業に従事してはならない。やむを得ない事由が生じた時は、総務部に報告の上、すみやかに作業を完了させ帰庁する。

- (6) 配車にあたる職員は、常に車両の活動状況を把握し、応急対策に支障をきたさぬように配慮する。
- (7) 市有以外の車両を確保する必要がある場合、又は市有車両が不足する場合は、総務部財政班において各部・係の実状を調査し、民間保有車両等借上げの手立てを図る。
- (8) 市内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送にあたり他市町で確保することが有効と考えられる場合は、隣接の市町又は県に対して協力を依頼する。この場合、作業目的・内容・台数・期間、使用場所等を明らかにして要請する。

■総務部所管車両一覧

種別		台数（台）					
		市役所	城東支所	多紀支所	西紀支所	丹南支所	今田支所
普通乗用	普通乗用	6	—	—	—	1	—
	ワゴン車	4	—	—	—	—	—
小型乗用	小型乗用	25	—	—	1	1	1
	ワゴン車	6	—	—	—	1	1
普通貨物	ワゴン車	—	—	—	—	1	—
	ダンプトラック	1	—	—	—	—	—
	給食配送車	9	—	—	—	—	—
小型貨物	小型貨物	49	1	1	—	—	1
	ワゴン車	4	—	—	—	—	1
	普通トラック	5	—	—	—	—	—
	ダンプトラック	8	—	—	—	—	—
軽乗用	軽乗用	21	—	—	—	1	—
軽貨物	軽貨物	11	1	1	1	—	—
	軽箱バン	18	—	—	—	—	—
	軽トラック	10	—	—	—	1	—
自家用乗合	市バス	1	—	—	—	1	1
	スクールバス	—	1	2	—	3	1
	マイクロバス	4	—	—	—	—	—
特殊自動車	リフト等装備車両	8	—	—	1	—	—
	塵芥車	3	—	—	1	3	1
	ふん尿車	6	—	—	—	—	—
	タンク車	1	—	—	—	—	—
	緊急自動車	1	—	—	—	—	—
	その他特殊車	3	—	—	—	—	—

資料：市調べ

■ 消防部所管車両一覧

種別	台数(台)	備考
広報指令車	1	
指令車	6	
水槽付消防自動車	8	タンク車
消防自動車	12	ポンプ車
積載車	51	

資料：篠山市消防本部調べ

第4 航空機による輸送

1 県に対しヘリコプターによる支援を要請する場合

兵庫県が運航する航空機は、「兵庫県消防防災ヘリコプター運航要請要領」に基づき、兵庫県防災監に対し要請する。

(1) 緊急運航

航空機の緊急運航とは、次に掲げる用務でその特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に、兵庫県防災監あてに要請する。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により使用申請し、事後すみやかに要請書を提出する。

① 救急活動

- ア 医師の同乗による救急患者の搬送及び病院搬送
- イ 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

② 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索、及び救助・救護

③ 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報
- イ 消火資機材及び消火要員等の搬送

④ 災害応急対策活動

- ア 災害等の状況把握並びに監視
- イ 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送
- ウ 住民への避難誘導及び警報等の伝達

(2) その他の要請

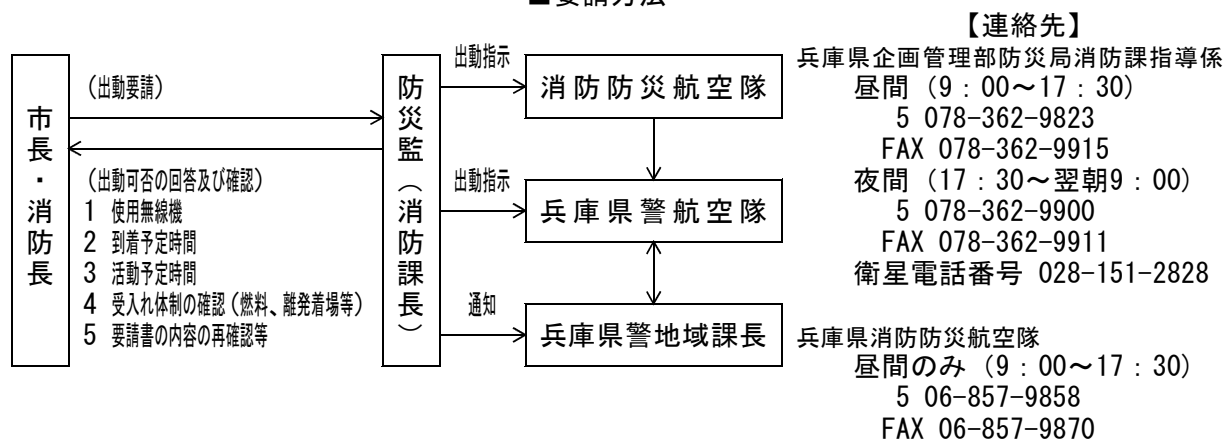
災害危険箇所等の調査、各種防災訓練への要請、住民への災害予防広報等に航空機を要請する場合は、運航要請要領第2条に基づき協議する。

2 支援要請手続き

(1) 緊急運航の要請方法

兵庫県防災監に対する航空機の支援要請は、市長がとりあえず電話・ファックスにより行い、事後すみやかに正式な兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を、県企画管理部防災局消防課に提出する。

■要請方法



(2) 要請に際し留意すべき事項

航空機支援を要請する場合は、次の事項に留意し、所定の申請書を作成し要請する。

- ① 要請機関名
- ② 災害の種別（救急・救助、災害応急、火災防御）
- ③ 活動内容（調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助、輸送）
- ④ 発生場所、発生時間、目標及び離着陸場等
- ⑤ 現地の気象条件（天候、風向、風速、気流、視程、気象予警報）
- ⑥ 現場指揮者（所属、階級、氏名）
- ⑦ 現場との連絡手段（無線種別、現場指揮本部・コールサイン）
- ⑧ 要請を必要とする理由（図面添付）

(3) 市において措置すべき事項

- ① 着陸すべき場所には適当な要員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- ② 着陸場に至る交通機関等は、市において確保する。
- ③ 現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- ④ 患者の緊急輸送については、医師の承認を受けておく。搬送のため搭乗できるものは、医師又は看護婦1名とする。

【様式第14号】兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

3 航空機の発着場

災害時における緊急を要する患者の輸送及び救援物資の空輸に際して、ヘリコプターの発着場をあらかじめ定める。

「第2部第1章第3節 交通関係施設整備」参照

第5 人力による輸送等

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、作業要員による人力輸送を行う。その場合、作業要員の確保は労務供給計画による。

「第3部第1章第6節 労務供給計画」参照

第3節 交通施設災害応急対策

[建設部、道路管理者]

災害時の交通路の確保を図り、応急措置の迅速化に資するための計画について以下に定める。

第1 実施体制

- (1) 市長が管理している道路は本部長（市長）が行い、建設部建設課が担当する。
- (2) 本部長（市長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は、直ちに柏原土木事務所長あて報告する。

第2 危険箇所の把握

建設部は、災害発生後すみやかに市内道路の点検を行うとともに、他関係機関と連絡を密にし、道路の破損・決壊、橋梁の流失、その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所の発見・把握に努め、被害の拡大防止を図る。

第3 応急措置

- (1) 危険箇所・被災箇所を発見した時は、被災状況を調査するとともに、直ちに篠山警察署に通報し必要な交通規制を行い、これに変わる迂回路等を指定し交通の安全確保を図る。
- (2) 危険箇所・被災箇所については、建設関係機関において応急措置を行い、すみやかに交通及び安全を確保する。
- (3) 電力・ガス・水道等の道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報し必要な交通規制を行うとともに、必要に応じ避難の勧告を指示する。

第4 応急復旧

- (1) 市長は、災害応急対策に要する輸送の確保及び交通の安全を図るため、被害を受けた道路・橋梁・道路占用工作物等を関係機関と協議の上、すみやかに復旧するように努める。
- (2) 応急復旧対策を実施する場合の順位は、次のとおりである。
 - ① 救助実施に緊急を要する路線
 - ② 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの
 - ③ 官公署・学校・病院・郵便局等の公共的施設に通じているもの
 - ④ 適当な迂回路のないもの
 - ⑤ その他住民生活の安定上必要があるもの

第5 応援の要請

市長は、その管理に属する道路・橋梁等が災害により不通となり、応急対策を実施する上で重要かつ緊急を要する場合で、市のみでは復旧が困難であると認められる時は、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ実施困難の時は、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

なお、応援の要請を行う場合、次の事項を明示する。

- (1) 作業員
 - ① 応援を必要とする理由

- ② 作業内容
 - ③ 従事場所及び就労予定期間（時間）
 - ④ 必要人員
 - ⑤ 集合場所
 - ⑥ 携行品等
 - ⑦ その他必要な事項
- (2) 機械等

「第3部第6章第4節 資機材の整備」参照

- (3) 応急復旧を実施するにあたって、労務供給計画等により必要に応じて動員し得る体制を整えるものとし、建設機械についても、篠山市建設業工業協同組合、篠山市建設事業協同組合と連携し、緊急時に対応できるように体制を整えておく。

「第3部第1章第6節 労務供給計画」参照

「第3部第6章第4節 資機材の整備」参照

第4節 資機材の整備

[建設部]

応急対策を円滑に実施するため、災害に際して必要となる資機材について、その現況把握、及び緊急使用等についての計画を以下に定める。

第1 実施責任者

市及び市内の建設業者等が保有する建設機械等の把握は、本部長（市長）が行い、建設部建設班が担当する。

第2 緊急使用のための調達

原則として市保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者が保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位・手段、及び費用負担等について建設業者と協議しておく。

第3 応援要請

市だけでは建設機械の十分な確保が不可能な場合は、県あるいは他の市町に次の事項を明示し、応援の要請を行う。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請も考慮する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 機械の種別、性能、台数
- ③ 作業内容
- ④ 就労予定期間
- ⑤ 運転操作員の有無
- ⑥ その他必要な事項

第7章 突発重大事故の応急対策の推進

風水害や地震災害を除く突発事故が発生した場合、必要な活動体制を確保し、危険地域にある住民の応急的な避難や被害の拡大防止に努めるための計画について、以下に定める。

[政策部、総務部、保健福祉部、消防本部、関係各部]

第1 突発重大事故の認定

1 認定基準

航空機事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故、雑踏事故、危険物の流出等により多数の死傷者が発生した場合で、認定の基準はおおむね次に掲げる程度とする。

■ 認定基準

死傷者の別	人数
死亡者（行方不明を含む）	20人以上
死傷者	50人以上
重傷を含む負傷者	70人以上
負傷者	100人以上

2 突発重大事故の認定

市長は、事故現場に出動した警察又は消防機関等の意見を聞いて突発重大事故の認定を行い、県に通報する。

3 認定基準に満たない突発事故の対策

認定基準に満たない突発事故については、別に定める「多数傷病者事故災害対策計画」により対応する。

第2 実施体制

1 事故対策本部の設置

- (1) 市長は、突発重大事故と認定した場合、原則として現地又は適当な場所に事故対策本部を設置する。
- (2) 事故対策本部の構成は、篠山市、防災機関、兵庫県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

2 事故対策本部の機能

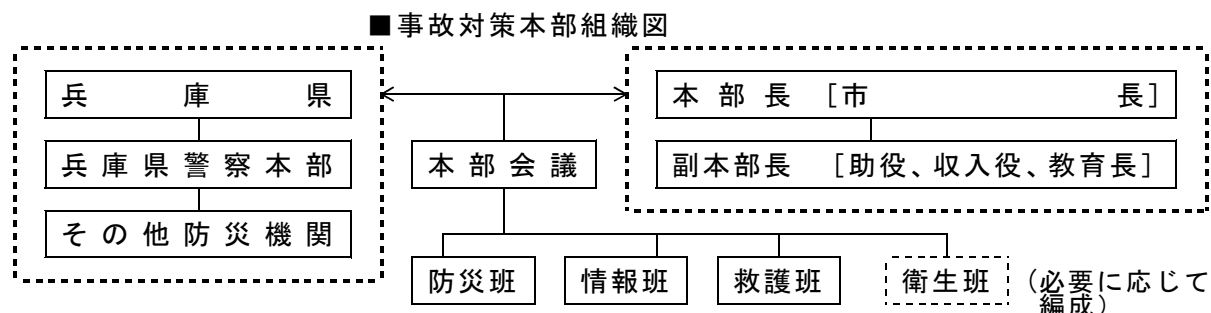
事故対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被害状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

- ① 事故情報の収集及び伝達
- ② 広報
- ③ 防災関係機関の情報交換
- ④ 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- ⑤ 防災関係機関に対する応援要請

⑥ その他必要な事項

3 事故対策本部の設置場所

- (1) 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。
- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、事故対策本部において、必要な連絡調整にあたる。



4 事故対策本部（市）の編成及び事務分掌

事故対策本部の篠山市における組織は、市職員及び消防職員によって構成する。また、各班の事務分掌は次の表による。

■事故対策本部（市）の編成及び事務分掌

班名	班長	事務分掌
防災班	総務課長	1 事故対策本部の設置及び閉鎖に関すること（以下「に関すること」省略） 2 事故対策本部会議 3 本部長の指揮、命令伝達 4 関係機関への報告、指示、協力及び連絡調整 5 防災行政無線及びアマチュア無線等との連絡 6 職員の招集、出勤及び解散 7 公用車の手配、応急車両の借上げ等
情報班	まちづくり推進課長	1 事故状況調査のとりまとめ 2 情報の収集・整理 3 報道機関との連絡調整 4 広報活動
救護班	健康課長	1 医療救急活動 2 保健所及び医師会への応援要請 3 救護所の開設 4 負傷者名簿の作成
衛生班	国民健康保険課診療所	1 医薬品、衛生材料の調達等 2 被災者の応急診察 3 重傷患者の収容手配
消防本部	消防署長	1 救出救護 2 負傷者の応急処置 3 救護所までの搬送

5 事故対策本部の閉鎖

市長は、事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了した時は、各防災機関の意見を聞いて、事故対策本部を閉鎖する。

第3 事故に対する措置

1 突発重大事故の通報

(1) 突発重大事故を発見した人は、直ちに篠山市及び警察官、消防機関及び関係機関に通報する。

(2) サリン等の発散による被害発生時の措置

① 警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じる恐れがあると認める時は、法令の定めるところにより相互に連携し、その被害に係る場所への立ち入りを禁止し、又はこれらの場所にいる人を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

② 住民は、サリン等もしくはサリン等の疑いがある物質もしくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知った時は、すみやかに警察官等に通報する。

③ 市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じる恐れがあると認める時は、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を県に要請する。

2 篠山市の措置

突発重大事故が発生した場合、防災関係機関は、救急医療、救助及びその他の応急対策を実施するため、第2で定める事故対策本部を設置する。

3 通信連絡

篠山市及び当該事故関係機関は、「情報の連絡・広報」を基にして、情報の収集のため十分な連絡を取るとともに、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるように努める。

4 救急医療、救助

救急医療に関する業務担当は、原則として救護班（健康課）が行う。

(1) 衛生班の編成

本部長（市長）が必要と認めた場合、衛生班を編成し直ちに現地に出向して傷病者の応急救護にあたる。

また、突発重大事故は風水害発生時や地震災害よりも局所的に発生するため、衛生班の編成を若干増員する。

(2) 救護所の開設

衛生班は次の場所に救護所を開設する。

① 現場本部付近の救護所

② 開設された避難所

5 消防活動

消防機関は消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

6 救助物資の輸送

本部長（市長）は、事故現場指揮者と相互に連絡を取り、救助活動に必要な物資をすみやかに確保するとともに、「輸送計画」によって輸送を実施する。

7 応急復旧用資機材の確保

事故対策本部及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

8 輸送力の確保

防災関係機関及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行った上で、「輸送計画」及び「交通規制計画」に基づいて交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める。

9 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧をすみやかに実施するとともに、その状況を本部長（市長）に報告する。

